

## 令和5年第3回御宿町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和5年9月1日（金曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 常任委員会視察報告について
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 報告第 1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和4年度健全化判断比率について
- 日程第 7 報告第 2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和4年度資金不足比率について
- 日程第 8 議案第 1号 B & G 体育館屋根改修工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第 2号 御宿町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 3号 令和5年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 11 議案第 4号 令和5年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 12 議案第 5号 令和5年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 13 議案第 6号 令和5年度御宿町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 14 議案第 7号 令和4年度御宿町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 15 議案第 8号 令和4年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 9号 令和4年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 10号 令和4年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 11号 令和4年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 発議第 1号 御宿町議会基本条例の制定について

日程第 20 発議第 2 号 御宿町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（11名）

1 番	岡 本 光 代 君	2 番	田 中 とよ子 君
4 番	土 井 茂 夫 君	5 番	立 野 暁 広 君
6 番	藤 井 利 一 君	7 番	貝 塚 嘉 軼 君
8 番	高 橋 金 幹 君	9 番	伊 藤 博 明 君
10 番	堀 川 賢 治 君	11 番	北 村 昭 彦 君
12 番	滝 口 一 浩 君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石 田 義 廣 君	教 育 長	前 森 勤 君
総 務 課 長	殿 岡 豊 君	企画財政課長	渡 邊 和 弥 君
産業観光課長	埋 田 禎 久 君	税務住民課長	金 井 亜紀子 君
建設水道課長	永 石 知 功 君	全町公園課長	伊 藤 広 幸 君
保健福祉課長	田 邊 義 博 君	教 育 課 長	吉 野 信 次 君
会 計 室 長	米 本 貴 志 君	代表監査委員	綱 島 勝 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	市 原 茂 君	主 事	市 川 可 奈 君
---------	---------	-----	-----------

---

### ◎開会の宣告

○議長（土井茂夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和5年第3回定例会が招集されました。

本日の出席議員は、11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

次に、議長の出席要求に対する出席者について報告いたします。

執行部のほか、本日は決算認定議案が提出されておりますので、綱島勝代表監査委員に出席いただきました。

これより令和5年9月招集御宿町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

一般質問に対する答弁、議案説明及び質疑応答については、起立にて発言してください。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。また、携帯電話の類は使用できませんので、電源をお切りください。

暑い方は、議員、執行部ともに上着を脱いで結構です。

(午前 9時31分)

---

### ◎会議録署名人の指名について

○議長（土井茂夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。6番、藤井利一さん、7番、貝塚嘉軼さんをお願いいたします。

---

### ◎会期の決定について

○議長（土井茂夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期は、あらかじめ配付した日程により本日1日限りとし、諸般の報告、常任委

員会視察報告の後、1名の一般質問を行い、報告第1号、2号の報告及び議案第1号から議案第11号、発議第1号、2号までを順次上程の上、質疑、採決を行い、閉会いたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

---

### ◎諸般の報告について

○議長(土井茂夫君) 日程第3、諸般の報告について。

議長の諸般の報告については、あらかじめ配付した報告書のとおりですので、ご確認ください。

続きまして、石田町長から議案提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可します。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義鶴君) 本日ここに、令和5年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件につきましては、報告2件、契約の締結1件、条例改正1件、補正予算案4件、決算の認定5件の計13件についてご審議をいただきますが、開会に先立ちまして、各議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

まず、今定例会でご提案いたします議案の概要についてご説明を申し上げます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和4年度健全化判断比率についてですが、令和4年度決算に基づく健全化判断比率を算定いたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の審査に付し、その意見をいただきましたので、議会に報告するものでございます。

報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和4年度資金不足比率についてですが、令和4年度の水道事業会計に関わる資金不足比率につきましては、監査委員の審査に付し、その意見をいただきましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により本議会に報告するものでございます。

議案第1号 B & G 体育館屋根改修工事請負契約の締結については、令和5年8月14日に随意契約により仮契約に付したB & G 体育館屋根改修工事について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第2号 御宿町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、平成24年4月に施行され、運用してまいりましたが、各種計画の策定をはじめ、政策実施等について議会と議論を深められるなど、大きな成果があった一方で、計画決定に関わる法令規定との整合や事務スケジュールの調整など、実務での課題も見えてきたところでございます。政策実施、町づくりにおける円滑な行政サービスの提供に加えまして、より合理的で効果的な議論、意見集約について、時代に即応した仕組みづくりを踏まえ、本条例の改正見直しをお願いするものであります。

議案第3号 令和5年度御宿町水道事業会計補正予算案（第1号）ですが、今回提案いたします補正予算第2条収益的支出は、令和5年度御宿町水道事業会計当初予算第3条収益的支出を31万5,000円増額するものでございます。

内容といたしましては、職員の昇給に伴う人件費の調整であります。

議案第4号 令和5年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）でございますが、今回提案いたします補正予算は、歳入歳出それぞれ38万8,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ11億583万4,000円とするものであります。

主な内容ですが、共済負担金の率の変更に伴う共済費の増額及び保険税過誤納還付金の増額をお願いするものであります。

なお、本補正予算につきましては、去る8月1日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第5号 令和5年度御宿町介護保険特別会計補正予算案（第1号）でございますが、歳入歳出ともに4,524万1,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を11億3,003万9,000円とするものであります。

主な内容についてですが、人事異動等に伴う人件費の増減及び令和4年度における介護給付費等の実績に伴い、国・県支払基金への返還並びに一般会計への精算繰り出しについて補正を行うものでございます。補正財源につきましては、法定負担分としての国・県からの交付金や一般会計からの繰入金のほか、令和4年度からの繰越金を充てました。

議案第6号 令和5年度御宿町一般会計補正予算案（第4号）でございますが、今回お願い

いたします補正予算は、歳入歳出ともに1億5,189万5,000円を追加し、補正後の予算総額を39億5,583万9,000円とするものであります。

主な補正予算の内容ですが、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、生活支援及び地域経済の活性化対策としてプレミアム付商品券事業や農業及び漁業従事者への事業支援を行うほか、砂丘橋の補修工事へ向けた設計業務委託、新型コロナウイルスワクチン秋接種事業や後年度を見据えました基金の積立て、令和4年度の精算に伴う介護保険特別会計繰入金の計上や今年度の人事異動等による人件費の調整等の予算措置をお願いするものでございます。

議案第7号 令和4年度御宿町水道事業会計決算の認定についてでございますが、地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして、去る6月29日に監査委員の審査を受けましたので、同条第4項の規定により議会の認定に付するものでございます。

本決算の収益的収入及び支出は、収入が2億9,559万6,007円、支出が3億4,061万9,812円となりました。また、資本的収入及び支出は、収入が2,458万3,000円、支出が1億8,026万6,231円となりました。

議案第8号 令和4年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、地方自治法第233条第2項の規定により、去る7月28日に監査委員の審査を受けましたので、同条第3項の規定により議会の認定に付するものであります。

本決算の規模につきましては、歳入総額11億3,779万1,479円、歳出総額10億5,675万7,278円であり、歳入総額から歳出総額を差し引きました形式収支額は8,103万4,201円となりました。引き続き今後も国民皆保険の根幹をなす国民健康保険制度の健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、本決算につきましては、去る8月1日に国民健康保険運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第9号 令和4年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、地方自治法第233条第2項の規定により、去る7月28日に監査委員の審査を受けましたので、同条第3項の規定により議会の認定に付するものであります。

令和4年度の決算につきましては、歳入で1億8,276万2,729円、歳出で1億8,205万1,429円となり、形式収支額は71万1,300円となりました。

議案第10号 令和4年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、地方自治法第233条第2項の規定により、去る7月28日に監査委員の審査を受けましたので、同条

第3項の規定により議会の認定に付するものであります。

本決算の規模といたしましては、歳入総額11億8,452万2,930円、歳出総額10億995万972円であり、形式収支額は1億7,457万1,958円となりました。令和4年度は第8期介護保険事業計画の2年目となり、介護サービスの利用減少などの要因により歳入歳出総額が前年度規模を下回りました。

議案第11号 令和4年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についてですが、地方自治法第233条第2項の規定によりまして、7月27日及び28日に監査委員の審査を受けましたので、同条第3項の規定により議会の認定に付するものであります。

本決算の規模は、歳入総額45億3,703万9,810円、歳出総額41億7,317万9,108円であり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は3億6,386万702円となり、この額から翌年度に繰り越すべき財源を引いた実質収支額では3億3,632万5,432円の黒字決算となりました。

執行に当たりましては、第4次御宿町総合計画の最終年度として、「住民が希望を持ち、住んでよかったと思う特色あるまちづくり」への実現に向けて、人口減少及び少子高齢化、公共施設の老朽化などの課題に取り組みながら、ポストコロナ時代への対応と住民福祉の向上に努めました。

具体的な取組といたしましては、第5次総合計画や公共施設等総合管理計画の策定業務、御宿町DXの推進としてマイナンバーカードの普及促進やオンライン化の基盤整備を行ったほか、久保橋及び側道橋の橋梁補修工事や岩和田団地解体工事、長寿命化に向けた公民館屋上防水改修工事、また、後年度の小学校建設事業に向けて基金の積立てを行いました。さらには、新型コロナウイルスワクチン接種事業の継続的な実施をはじめ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した町民応援商品券や家族団らん食事券事業等、地域活性化の推進を図りました。そのほか、地域おこし協力隊による移住・定住促進事業や特産品開発事業としてソフトクリームの開発など、新たな取組も行いました。

今後も社会保障関係経費の増加や老朽化が進む公共施設等への対応、デジタル化の加速、さらには、原油価格、物価の高騰等、厳しい状況が続くことが見込まれます。引き続き事務事業の見直し、自主財源の確保、基金の積立て確保などの取組を進め、計画的な財政運営と安定した財政基盤の確立に努めてまいりたいと考えております。

ただいま申し上げました議案の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、何とぞ慎重なるご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

次に、諸般の報告を申し上げます。

私の公務の日程の報告につきましては、配付させていただきましたお手元の資料のとおりでございます。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。

新型コロナウイルスが5類に引き下げられてから初めての夏を迎えまして、7月15日に海開きとプール開きを行いました。様々なご支援とご協力によりまして、海水浴場、御宿ウォーターパーク、共に無事に終了することができました。

7月24日には、野沢温泉村中学校の生徒をお迎えいたしまして、中学1年生、2年生の皆さんの海と山の子交流を開催することができました。期間中は天候に恵まれまして、両校の生徒の笑顔があふれる思い出深い交流会となりました。

このほか、8月18日から20日にかけて、ビーチバレーボール大会が開催され、学生や一般のチームが数多く参加し、それぞれ熱戦が繰り広げられたところでございます。

なお、令和5年度、夏季入り込み状況につきましては、海岸においては8月27日に海水浴場を閉じましたが、対前年比14%の減の3万3,300人、また、ウォーターパークにつきましては昨日、8月31日まで開設をいたしましたが、対前年比37%増の2万2,644人ございました。

また、8月20日には、御宿小学校更新に関わる住民説明会を公民館において開催いたしましたところ、30名ほどの方々にご出席されまして、これまでの経過や今後の方向性などについて説明をいたしました。御宿中学校を建設候補地とすることにつきましては、反対のご意見はなかったものと認識しております。小中が連携した一貫校を目指した上で、説明会でいただきました様々なご意見を可能な限り踏まえながら、建設候補地を御宿中学校と定めまして、建設に関わる事務を丁寧かつ迅速に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

以上、諸般の報告といたします。

○議長（土井茂夫君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎常任委員会視察報告について

○議長（土井茂夫君） 日程第4、常任委員会視察報告について、堀川総務委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。登壇の上、発言願います。

（10番 堀川賢治君 登壇）

○10番（堀川賢治君） 10番、堀川です。

常任委員会研修会についてご報告をいたします。

この視察は、総務委員会が主催となり令和4年度に実施する予定でしたが、視察先の都合が合わなかったため令和5年7月21日に実施いたしました。

御宿町では、施設の老朽化や小学校校舎の更新、インフラ施設の整備など、多額の歳出が見込まれる歳入の確保が急務となっているほか、地方創生、人口減少、町の活性化等を推進するための財源確保として、稼ぐ力を発揮する手段がふるさと納税制度であり、ふるさと納税寄附金が非常に貴重な財源となるのではないかとということで視察をいたしました。しかし、当町では、ふるさと納税寄附額が伸びない状況であることを踏まえて、視察内容、ふるさと納税制度、視察場所は、寄附額で全国でも有数である勝浦市を視察することにいたしました。

勝浦市の視察状況についてご説明をいたします。

勝浦市は、ふるさと納税制度の取組をされておりますが、企画課が中心で取組をされております。この状況について説明させていただきます。

勝浦市のふるさと納税寄附額は、皆様方ご存じのとおり、55億3,417万8,000円、寄附件数が43万8,273件となっております。非常に多額な金額ですが、御宿町は、現時点では、寄附額が4,692万8,000円、寄附件数で1,250件という寄付額で、約100倍以上の勝浦市は寄附を募っております。これがいいかどうか別問題ですが、現状そういうことでございます。

勝浦市ふるさと納税の主力の返礼品として、銀鮭や塩サバ、西京漬けであり、市が取り扱う事業者に登録の依頼をお願いして、販売できない訳あり部分を返礼品にしたところ、申込件数が飛躍的に伸びたというふうに説明を受けました。

これをどう参考にするかということなんですけれども、また、導入しているポータルサイトは6社、御宿のサイトは3社ですが、近年の物価上昇に伴い、寄附者の返礼品に対する志向が高級品から生活支援型に移行していることも寄附者増の一因となっているところでございますというふうに説明を受けております。

寄附者のマーケットとしては、東京とか千葉市とか、都心ですが、都心には、非常に高額を求める、あるいは中ぐらいを求める、あるいは日常生活的なものを求めると、マーケットはたくさんありますので、勝浦の場合は、高級品から生活支援型に移行したということで、かなりの寄附者が出てきたという説明を受けました。

結果として、勝浦市の返礼品は生鮮食品がメインであるため、輸送コスト、クール便等が非常にかさみ、国の基準項目である寄付額に対し経費が50%以上というここあたりがなかなか、今、国も非常にそういう点でいろんな形でまた新聞紙上をにぎわしておりますが、経費が50%

以上にならないように苦慮していることや寄付額の増加によって事務処理能力が大幅を超え、事務が処理し切れなくなってきたことも挙げられ、そういう説明を受けました。

勝浦市の場合は、株式会社西川様からの寄附がかなり大きいということなんです。これが果たして御宿に参考になるかということとはまた別問題として考えてみたいと。

御宿町の今後の取組について提言させていただきます。

勝浦市での視察を踏まえ、行政や事業者、各諸団体、商工会、観光協会、漁業、JAなどを含めて、こういう諸団体等によって、今から申し上げる以下のとおりの協議検討を行い、議会もそれにできるだけ前向きな助言をしていきたいということで、ふるさと納税寄附の向上を図ることが重要だと考えております。議会も前向きに取り組んでいきたいなど。

4つほど申し上げますが、再検討項目、先ほど申し上げました事業者等に制度内容や事業者へのメリット、デメリットを理解してもらおうと。これは、メリットについては事業者に対するメリットもあります。当然あるわけですから、それと、このふるさと納税制度を活用することによって、自治体、町ですけれども、に対する税収というか、財政に大きなメリットがあるんじゃないかと、これを分かっていますけれども、もう一度再確認する必要があるんじゃないかということ等を第1点に考え、現在の返礼品のブラッシュアップや新規事業者、新規返礼品の募集を再度検討して行ってみたらどうだろうか。検討項目、もう一度クリーニングしてやり直す必要があるんじゃないかなと思います。それから、新たな広告方法について検討する、これについても、これはもう本当に、行政と事業者とで一緒になって検討しなきゃならない項目ではないかなと思っております。

これらの、今申し上げたのは一例ですが、行政と事業者等が継続的に得意な分野で力を合わせ、活動、あるいは共同してふるさと納税制度を進めてもらえればと視察をしまして我々は考えました。

そこで、中心的になって取り組んでいただくのに、石田町長におかれましても、ぜひ、今先ほど申し上げたことについて再検討していただいて、この納税制度を進めていただきたいということを要望といたしますか、提言をさせていただきます。

最後になりますが、今回の視察に快く対応していただきました勝浦市議会議長をはじめ、議員の皆様、議会事務局、また勝浦市長をはじめ、企画課の皆さんに深く感謝を申し上げまして、視察報告とさせていただきます。

私は、今日は総務委員長として視察関係の報告をさせていただいたと同時に、石田町長に提言をさせていただいて、この報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 以上で常任委員会視察報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（土井茂夫君） 日程第5、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、同一の質問については3回を超えることはできないことになっていますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次、発言を許します。

---

◇ 北 村 昭 彦 君

○議長（土井茂夫君） 通告順により、11番、北村昭彦さん、登壇の上、ご質問願います。

（11番 北村昭彦君 登壇）

○11番（北村昭彦君） 11番、北村でございます。議長より指示をいただきましたので、一般質問、通告に従いましてさせていただきたいと思っております。

大きく2つ項目ございますが、まず、1つ目、公民館での自主上映会の開催についてということで質問させていただきます。

去る6月23日から翌24日の2日間にわたりまして、御宿町公民館においてドキュメンタリー映画、「夢見る小学校」の自主上映会が開かれました。企画したのは、交流スペースかぐやを拠点に活動する子育て中のお母さんたちの有志グループ、かぐやDEアミーゴの皆さんです。

映画の内容につきましては、以前、この場で、ぜひ見てくださいと私のほうから宣伝したこともありますので省きますけれども、一言で申し上げれば、これからの公教育を考えていく上で、様々な示唆を含んだすばらしい映画であり、2日間で延べ100名を超える方々をご覧になられたと伺っております。

私はこの自主上映会を少しだけお手伝いさせていただいたのですが、その中で疑問に感じたこと、改善をお願いしたいと思ったことがございましたので、今回このような形で質問をさせていただくに至った次第でございます。

まず、（1）といたしまして、入場料徴収の許可・不許可の判断基準について伺いたしたいと思います。

上映会の開催に当たりましては、映画の配給元へ支払う映像使用料や広告費、チラシですよね、いついつこういう映画やるよということでチラシを作って配るといようなことがございまして、様々な経費が必要になります。それらの経費を捻出するために、主催者は当初、600円から1,000円程度の入場料を取る形での実施を検討されていたということなんですが、有料での上映について公民館からの許可が下りず、やむなく無料という形で上映することになったと伺っております。過去には、公民館で同じような自主上映会が入場料1,000円を取る形で開催された前例もあるようですが、なぜ今回は許可が下りなかったのか非常に疑問です。

御宿町公民館設置及び管理に関する条例の第8条2項3号に、営利を目的とし、あるいはこれに類すると認めるときは使用を許可してはならないと定められているのは承知しております。しかし、町内のお母さんグループが企画したドキュメンタリー映画の上映会が有料であるというだけで営利目的だというふうに町がもし判断したというのならば、これは大きな問題ではないかなと私は思います。

今回、どのような判断基準で入場料の徴収を許可しなかったのか、また、どのようなケースであれば許可されるのか、明確な判断基準等があるのか、マニュアルのようなものがあるのか、これについて伺いたいと思います。

それから、関連する質問ですので、(2)も続いて伺います。

公民館の営利目的利用の解禁についてということで、平成30年、文部科学省からの通達、社会教育法第23条第1項の解釈の周知についてという文書があります。こちらを読めば分かる通り、法律は、公民館が営利ばかりを追求してしまうことや、または特定の営利事業者ばかり優遇するというようなことを禁止しているだけであって、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止しているわけではないというふうに国は明言をしています。

昨今では、使用料を高め設定した上で営利目的での利用を解禁する、つまり、営利目的で使ってもいいけれども、その代わり少し使用料を高め頂きますよというようなルールづけをして、営利目的の利用を解禁するというような自治体も増えています。そのほうが住民にメリットがある、地域活動が活性化するという考え方です。

我が町もこの機会にぜひ公民館条例の見直しを検討して、先ほど申し上げたような、どう考えても営利じゃないよねというものをもちろんどんどんやってもらい、もっと言えば、営利目的であっても町の活性化につながるようなものであれば、そして条件さえ満たせば公民館を使えると、そして、常に公民館で、特に大きなホールで、いろいろな催しが開かれて、町の人がそこに集うというようなことを目指していったらどうかなと思いましたので、こちらに

ついて、町長のお考えを伺えればと思います。

以上、続けて（１）と（２）になりましたけれども、ご答弁のほう、よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） それでは、今のご質問にお答えいたします。

今回の一連の経過についてからお話いたしますと、５月下旬から６月上旬頃に上映会の自主グループの方が公民館に来られました。自主上映会を開催する、入場料を徴収するというお話が職員にございました。これまで一般的な公民館利用案内として、営利目的の利用はできないことをまずお伝えをさせていただいたところです。また、上映会等、営利目的のもの、営利目的でないものの線引きが大変難しい旨お伝えをした記憶があるということで聞き取りをしております。その後、ご本人はそのままお帰りになり、その後のことについてのお問合せはなかったとのことでございます。その数日後、社会福祉協議会のほうから、自主上映会は社会福祉協議会からの助成で行うことになったということをお話をいただき、６月６日付で公民館に使用申請が提出された状況でございます。

判断基準についてと２番目の質問の公民館の営利目的利用の解禁については関連がございますので、併せてお答えいたしたいと思いますが、議員ご指摘の社会教育法第23条第1項では、「もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」を禁止しており、この法律を基に、御宿町公民館設置及び管理に関する条例が施行されており、本町でも長年、営利目的の使用について使用制限をしてまいりました。

平成30年には、文部科学省から社会教育法第23条第1項の解釈に対する周知についてという文書も発出されており、「公民館が、法第20条に掲げる目的を没却して専ら営利のみを追求することや、特定の営利事業に対して、使用回数や使用時間、使用料等に関して優遇するなど特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない」、また、公民館が地域の実情に合わせて柔軟に運営されることが望まれると記載されておることは承知をしております。

全国の市町村が法律の解釈で様々な対応が取られるのはよくあることで、住民にメリットがある、地域活動が活性化するなどの考え方ではとのご意見もございましたが、実際に公民館の管理運営をするのは自治体でございます。本町の地域の実情や施設の運営等を踏まえ、必要経費以上の費用の徴収は認められません。このようなことから、事業の実費経費に見合う

形での費用の徴収までが許可の基準となると思います。申請時に必要経費、事業の実施人数等が分かる書類等を提出いただき、判断してまいりたいと思います。

いずれにしても今回の実費弁償というものというのは、正式に答えたのは今回が初めての状況ですので、今後、そのケースによって事前に公民館とも協議調整していただいた上で施設を使用していただければと思います。また、法律が改正されたわけでもありませんので、条例改正も必要なしと考えております。

以上でございます。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義鶴君） 北村議員におかれましては、公民館を利用する際の入場料の徴収の許可、不許可の判断基準、また公民館の営利目的利用の解禁についてのご質問であります。

今、吉野教育課長が答弁したとおりでございますが、強いて私が申し上げるとすれば、平成30年に文部科学省総合教育政策局から社会教育法第23条第1項の趣旨についてという事務連絡をいただいております。このことをしっかりと認識精査した上で判断するというところでございます。

この趣旨については、公民館を利用する事業者が事業を実施することで様々な利益を得ることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではないと規定して、「社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」を志向するものであればよい、営利に関係したことに關しては、事業の実施経費に見合う形での費用の徴収とするということでもあります。このようなことを判断基準として対応していきたいと考えております。

今、吉野課長から実費に相当する額という答弁がありましたが、この答弁のとおり、今後、徴収に関しては、そのような対応で行ってきたいと。

社会教育法は、公民館を営利目的で開放するというについては言及しておりません。社会教育法の趣旨ではないと理解しております、営利目的は。営利目的なのか社会教育の基盤づくりなのか判断を要しますが、その基準として実費相当額の徴収を考慮して今後とも対応していきたいと。

以上でございます。

○11番（北村昭彦君） ご答弁ありがとうございました。いろいろおっしゃっていただきましたが、簡単に言えば、従来の考え方を变えるつもりはないというご答弁だったと承りました。非常に残念です。正しいとか正しくないとかということを使うつもりはありませんが、きちっとした協議検討をしないまま即答で検討の余地はないというご答弁をいただいたということに

関しては非常に残念です。引き続き、諦めず提言を続けていきたいと思えます。

また、このお母さんたちのグループの細かい経緯について伺いました。これも課長のおっしゃられたのは、はっきりと不許可をしたわけではなく、線引きが難しいよということでお話ししたら向こうが引っ込めたんだというような形で承りました。やはり私としては、許可してもらえなかったという思いでお母さんたちがお帰りになられて、そしてどうしようと困っているところに社協さんが助け船を出したということだと思えます。

まず、事前に協議をというふうに課長はおっしゃいましたけれども、その協議をしに行ったけれども、ある意味、冷たく追い返されてしまった、そこまでだった、その場は分かりませんが、少なくともそういう受け止められ方をしたのではないかなというふうに行政としては思っていたきたいな。相談に来たけれども、すごすご帰っていったということは、これは間違いのない事実だと思いますので、そうならないように、事前にもっと協議をしてくれよというのではなくて、そういう擦れ違い、きちっと話せば今回無料でできたということですね。だとすれば、そういった擦れ違いが起こらないような窓口対応をぜひお願いしたいと思えます。

では、次の質問に進みます。

(3)です。同じく、公民館の上映会の中で、備付けの上映機材が非常に不安定で、映像が止まってしまうというようなトラブルが多発したと伺いました。アンケートを実施した中で、その回答の中にもトラブルが多発していて見づらかったというようなご指摘をいただいたということを伺っております。上映機材の修理や更新について、今後の見通しを教えてくださいなと思えます。

というのも私も初めてお手伝いさせていただいて、もちろん映画も見させていただいたんですが、映画を見る環境として、こんなことを申し上げたら失礼なんですけれども、思っていたよりもとてもいい環境だなと思ったんですね。プロジェクターは持ち運べるようなコンパクトなものでしたけれども、音響のシステム、スピーカーの音がとてもすばらしくて、映像はそれなりでもやっぱり大きなスピーカーで音質もいい中でどんと聞けると、すごくハートに響くというんですか、内容もすごく入ってくるということで、こういった自主上映会がもっともっと頻繁に行われるといいなというふうにごく思ったんですね。そんな気持ちも込めて、この上映機材の修理更新についての見通しを伺えたらと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（土井茂夫君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） それでは、上映機材の修理・更新についてというご質問にお答えいたします。

今回の上映会の遅延についてのご報告については、公民館のほうから私も承っております。大変申し訳なかったと思っております。

公民館の音響機材については、令和元年度に約500万円の予算で更新をされております。一部、オーディオ資機材について更新時期でなかったために継続使用しておりました。前日に施設利用者によるリハーサルを行った際には異常がなかったことも併せて報告を受けているところでございますけれども、DVDプレーヤー等の資機材については使用頻度も少なく、定期的に動作確認をしまいったところでございます。その後に、こういう状況を踏まえて業者に点検をしていただいております、原因が究明できましたので、改善はされております。経過を今後も見てまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○11番（北村昭彦君） 安心しました。ありがとうございます。

それでは、大きい項目の次の質問に移らせていただきたいと思います。

2として、若者たちの声をまちづくりに生かすためにというところでございます。

もう先々月になるのか、議会が主体となって7月8日に公民館で開催しました「若モノ×議会」まちづくりワークショップでは、どのような仕組みや活動があったら若者たちが町づくりで活躍できるかというテーマで、4人の高校生を含む17名の若者たちと8名の議員がA、B、C、D、E、合わせて5つのグループに分かれて討議を行いました。

私が同席させていただいたAグループの討議の中では、1人の高校生がすばらしいアイデアを出してくれましたので、今日はそのアイデアをご紹介します上で、実現の可否について町長のお考えを伺いたいと思います。

(1) といたしまして、若者たちの活躍と成長の場を生む仕組みづくりということです。

Aグループの討議の中で高校生が提案してくれたのは、以下のような内容です。

若者が活躍する町になるためには、地域の若者が企画したイベントを毎年開催するような仕組みがあるとよいのではないかと。ただ、町内の同世代には、こういうイベントをやりたい、やらせてくれと自発的に言い出す人はいないと思うと。ただ、町が主催する形で、予算はこれだけあるよと、それから期限はいつまでにやってくれよと、とにかく企画運営は君たちに任せる、失敗してもいいから自由にやってみろという形で若者たちを公募して、企画の立ち上げから実施までを全て任せる形にすれば、そういう話なら挑戦してみようかなということの名のりを上げる有志は必ず出てくるはずだと。上の世代の人たちはなるべく口出しせずに、徹底してサポートに回ってくればいい、そんな仕組みがあったら絶対に御宿は変わり始めるはずだと、

このように力強く語ってくれました。

本当に目からうろこのすばらしいアイデアだと私は思います。あまり難しく考えず、次年度からの実施に向けて、すぐにでも検討を始めていただきたいと思います。1人の高校生が提案してくれたこのアイデアについて、ゴーサインを出すのか否か、町長のお考えを伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義鶴君） 若者たちの声をまちづくりに生かすためにというテーマにおきまして、2つのご質問をいただいております。

（北村議員「まだ1つです」と呼ぶ）

○町長（石田義鶴君） はい。1つ目でございますが、若者たちの活躍と成長の場を生む仕組みづくりということでございますが、今、ご承知のように、地域におきましては、人口減少、少子高齢化、若者の転出等による地域のにぎわいと活力が減じつつあります。町づくりにおいては、若者の力を生かすことは重要で、若者の新たな発想力や行動力、情報の発信力など、この時代に合った町づくりの取組として期待されるところでございます。

議員の質問にございます若者たちの活躍と成長を生む仕組みづくりということでございますが、ご承知のように、町では、以前より地域住民の自発的な町づくり活動を促し、魅力ある地域づくり活動を支援しているところであります。また、第5次総合計画におきまして、行政の取組として、住民主体の地域づくり活動を支援する項目を設定して取組を推進しているほか、「住民一人ひとりの「わたしたちにできること」」という項目を新たに設けるなど、総合計画の策定に関わるワークショップで出された意見を掲載して、住民とともに、「ちょうどいいまち」に向けた取組を進めているところであります。

このたび、議会が主体となって実施されましたワークショップにおいて、1人の高校生が提案してくれたアイデアの可否ということではありますが、生まれ育った地域を活性化したいという気持ちは大切であります。課題を解決するためにイベントに関するアイデアを形にして、さらに内容を深めていただき、具体的な内容が見えた段階においてご相談いただければ、町づくり事業への支援策について検討することができると思います。そのように対応していきたいと。よろしくお願いいたします。

○11番（北村昭彦君） 今の町長のご答弁は、従来型の考え方でやりますということで、この高校生のご提案、そこを逆の考え方、そこが新しいところであって、そこがこのアイデアの肝なんですよね。それをご理解していただけなかったのか、あるいはご理解された上で却下さ

れたのか、それはちょっと分かりませんが、非常に残念です。アイデアがあって、やろうという気持ちがあって、そういう人たちを支援する仕組みはどうにあるんですよ、既にあるんです。でも、それだけではなかなかうまくいかない。特に高校生、あるいはそれに準ずるような若い人たちは、その仕組みではなかなか出てきてくれない。だから、発想の転換が必要なんじゃないかという、そういう提案なんです。

ぜひ、これはすぐに結論を出さなきゃいけないというような話では全然ございませんので、もう一度、提案の趣旨を町長だけではなくて各担当課の皆さん含めて、みんなでなるほどそうかということで、ちょっと一旦立ち止まって、すぐ却下せずに検討を一步一步で構いませんので始めていただければなというふうに思います。

2つ目の質問に移ります。

ちょっと却下に近いようなご答弁いただいた後でこの質問をしてもなというところもあるんですが、伺います。

若者企画イベント事業予算の捻出についてということで、苦しい財政状況の中ではありますが、数万、数十万程度の予算では実施する意味がありません。というのも、やはり少し大きなことだけれども、自分たちにはできないかなと思っていたことだけれども、挑戦してみたら結構やれちゃったというような自信が若者たちの力をさらに引き出していくというふうに私は思います。そういった意味で、やはりある程度まとまった額を予算、用意してあげたいというところなんです。

ただ、苦しい財政状況の中でどうするかというところで、これは単純なアイデアですが、このたび議員定数が2名減ったことで削減される予定の年間約800万円というお金があります。こちらをこういったものに充てるということもやり方の一つではないかなというご提案でございます。

800万丸々という額ですと、やや大き過ぎるかなという気持ちもありますので、例えば事業を2つの枠に分けて、1枠目は、若者たちが自分たちも楽しみながら地域課題を解決するために企画するようなイベント、そして2枠目は、子育て世代が次世代の子どもたちのために企画するイベント、これ例えばですよ。それぞれ300万ずつ、計600万の予算を割り当てて実施するというようなやり方もいいんじゃないかなというふうに思いました。

高齢化率が著しく高いこの町において圧倒的少数派である若者や子育て世代は、どことなく肩身の狭い思いをしているように感じることがあります。常にそうとは申し上げませんが、やはりいろいろ町の予算を割く中で、自分たちばかり主張してもなかなか通らないなという息苦

しさのようなものは常に感じます。

そんな若者たちに仲間たちと思いついて大きなことにチャレンジする場、一緒に泣いたり笑ったりしながら町づくりに関わっていくきっかけをつくってあげる、きっかけを自分たちでつくって持ってこいよではなくて、もう少しそこをサポートしてあげるような仕組み、あるいは予算取りということができれば、この町は必ずいい方向に動き出すと私は確信しています。

メディアからも大きな注目を浴びて、たくさん取材も来て、視察も来て、そしてそういった受入れによる宿泊増も大いに期待できると思います。町長のご決断一つだと思います。改めまして、どのようにお考えかお聞かせください。お願いします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義鶴君） 北村議員さんには、若者の企画イベントに関する事業予算の捻出についてというご質問でございますが、このたびの議会で開催されましたワークショップにおいてグループごとに発表されました内容について、その概要を拝見させていただきました。Aグループの発表についても内容を見させていただきましたが、事業を実施するに当たりましては、それをサポートする役所の人とか、大人がいる必要があります。それがないとできないと松下圭一先生も申しております。サポートとは何かということ考えたときに、関係者との連携であり、支えであり、指導であると理解します。

そのようなことで、事業を支援するに当たっては、その内容がしっかりとしたものかどうか精査する必要があります。イベントの内容がどのようなものか分からないということについて、事業費だけ支援して、さあどうぞということについては、なかなか難しいんじゃないかということについてはご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○11番（北村昭彦君） 全く手放しで好きにやれということではなくてもいいと思います。ただ、任せるよと言った上で、その事業内容が確定するまでのプロセスには、いろんな示唆やサポートがあってもいいんじゃないかなと。2歩も3歩も離れたところで見守りながらも、これはさすがにちょっとよろしくない方向に行っているんじゃないかというようなときはちょっと手を差し伸べる、でもいい距離感を保ち続けるといったような支援が必要ではないかなというふうに思いますが、今までの役所、行政のやり方、考え方では難しいというのは重々承知の上です。でも、その可能性について検討を始めてもそろそろいい頃ではないかなと。

いつまでも同じやり方、昔ながらの考え方でやり続けるのではもうやっていけない時代がとやうに来てしまっているということ、やはり我々議員もそうですし、行政の職員の皆さんも含

めて、やっぱり日々考えながら仕事をしていかなきゃいけない時代がとうにきているのではないかなというふうに私は思います。

そういう意味で、今までとは真逆の考え方だけれども、どうやったらできるかなという形で検討をしていただける方が、私のこの質問を通じて役所の中に1人でも、2人でも生まれてくれたらありがたいなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（土井茂夫君） 以上で、11番、北村昭彦さんの一般質問を終了します。

ここで、15分間の休憩をいたします。

（午前10時39分）

---

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時54分）

---

#### ◎報告第1号の上程、説明

○議長（土井茂夫君） 日程第6、報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和4年度健全化判断比率についてを議題といたします。

企画財政課長の報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） 報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和4年度健全化判断比率についてご報告いたします。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率の4つの指標を示すもので、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標でございます。

なお、議会への報告の前に監査委員の審査に付さなければならないこととなっておりますので、7月27日に実施されました決算審査におきまして審査をいただいたところでございます。結果及び意見につきましては、決算審査意見書27ページのとおりでございます。

それでは、令和4年度決算に基づく健全化判断比率についてご説明いたします。

議案2ページ、令和4年度決算に基づく健全化判断比率の表をご覧ください。

まず、実質赤字比率は、一般会計の実質収支が赤字となる場合、総額の標準財政規模に対する割合を示すものでございます。御宿町の場合、令和4年度は黒字決算であることから、非該

当となりました。

次に、連結実質赤字比率でございますが、一般会計に加え、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等の特別会計の収支、さらには公営企業における資金不足額など、町のあらゆる会計に係る収支の全計から判断するものでございます。令和4年度の連結実質収支は黒字のため非該当となりました。

次に、実質公債比率でございますが、地方債の元利償還金に加え、一部事務組合等への負担金や他会計繰出金のうち公債費に準ずる経費の標準財政規模に対する割合を示すもので、令和4年度決算においては4.6%となりました。平成31年度借入れの小中学校エアコン整備事業債や清掃センター施設改修事業債等の元金の償還が開始となったことにより元利償還金の額が増加したことや分母となる標準財政規模が減少したため、前年度の4.2%から0.4ポイント増加いたしました。

最後に、将来負担比率でございますが、地方債現在高や一部事務組合等が起こした地方債の償還に対する将来の負担見込額、退職手当負担見込額等から、これらに充当可能な基金現在高、基準財政需要額、歳入見込額等を控除した額の標準財政規模に対する割合を示したもので、令和4年度決算においては0.7%となりました。標準財政規模が減少したものの、充当可能な財源として教育施設建設基金の積立て等に伴い、前年度の16.4%から15.7ポイント減少いたしました。

各指標には、早期健全化基準及び財政再生基準が設けられております。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率は、いずれも基準の範囲内で、比率の改善も見られるところですが、これは後年度の学校建設に向けて、教育施設建設基金に積立てを行っているため、基金現在高が増加していることによる一時的なものであります。

今後、学校建設をはじめとした公共施設の整備や維持管理など、大規模事業への着手などに伴い、町の財政状況はより厳しいものとなることを見込まれます。こうしたことを踏まえ、このほか財政指標等の分析や将来の歳入と財政需要を的確に把握し、今後も健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。よろしくお願いたします。

---

### ◎報告第2号の上程、説明

○議長（土井茂夫君） 日程第7、報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和4年度資金不足比率についてを議題といたします。

建設水道課長の報告を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それでは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和4年度資金不足比率についてご報告いたします。

資金不足比率につきましては、公営企業の経営状況について透明性を確保するため、流動負債と流動資産のバランスにより計算するもので、健全化判断基準同様、一定の基準に基づき財政上の処置を講ずることにより、経営の健全化を図ろうとするものでございます。

資金不足比率の算定の結果につきましては、お手元の報告2枚目に添付してございます。

流動負債額につきましては、翌年度企業債償還予定額や賞与引当金が計上されており、流動資産となる現金預金や有価証券等の額が流動負債額を大きく上回り、負債額が生じていないため算定対象には至らない結果となりました。

今後も引き続き経営の合理化や水の安定供給に努めてまいります。

なお、これらの状況につきましては、水道事業決算審査において資料を基に審査をいただいております。結果につきましては、水道事業会計決算審査意見書のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（土井茂夫君） 以上で報告第2号を終了いたします。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第8、議案第1号 B & G 体育館屋根改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

教育課長より議案の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 議案第1号 B & G 体育館屋根改修工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、B & G 体育館屋根改修工事請負契約の締結につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、B & G 体育館屋根の雨漏り改修工事でございます。

契約金額は5,335万円、うち消費税額は485万円でございます。

契約の相手方でございますが、茨城県猿島郡五霞町元栗橋5971番地31、株式会社染めQテク

ノロジィ、代表取締役、菱木貞夫。

仮契約日は令和5年8月14日でございます。

B & G 体育館屋根部分につきましては形状が複雑でございますが、体育館部分の1,500平方メートルの屋根部分を特殊塗料により吹きつけ塗装し、雨漏り箇所の補修、補強の効果が施されるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

田中さん。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

契約の方法なんですけれども、随意契約とした理由についてお聞きしたいと思います。

今、特殊塗料を使用する等で随意契約になったのかなというふうに思いますが、詳しく説明していただけるとありがたいです。

○議長（土井茂夫君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 本工事につきましては、通常の塗装のみの工法での工事であれば比較することができるので入札による業者選定となりますが、塗装のみの効果ではなくて、今議員もおっしゃられたとおり、補強する効果が併せてあるという特殊塗装の工法のため比較することができないものとなりますので入札に適さないということでございまして、随意契約といたしました。

以上でございます。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。

関連ですが、工期についても何かメリットがあるというようなことは少し耳に入っているんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 工期につきましては、本体工事につきましては10日ほどで終わるということでございますが、やはり足場の設置と撤去に2か月ほどを要していくと思いますので、足場は終わり次第すぐ外すということで伺っておりますけれども、この特殊工法が結構全国で広まってございまして、この業者のほうの段取りがなかなかつかないという部分もございま

すので、期間を取らせていただいている、実際の工期については10日間ということで直ってしまうということで伺っております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は可決することに決しました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第9、議案第2号 御宿町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 議案第2号 御宿町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例は、地方自治法第96条第2項の規定により、議会の議決すべき事件について定めるものとして平成24年4月1日から施行され、以来、11年にわたり運用してまいりました。計画の策定や施策の実施等についてご議決をいただくことにより、政策の充実はもちろん、政策に対する町民の理解を深められるなど、条例運用について一定の成果があったものと評価しております。一方、時代の変化とともに、計画決定に関わる法令規定との整合や事務執行に係る他団体との進捗調整など、実務面での課題も見えてまいりました。こうしたことから、計画策定等

について時代に即応した仕組みづくりを改めて構築し、現行条例の効果をしっかりと踏まえた上で、より合理的で効果的な議論、意見集約が行えるよう条例の一部改正を行うものです。

それでは、新旧対照表にてご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

議案の2ページ目になります。

第2条第1号ですが、町の最上位計画である基本構想及び基本計画の策定又は改廃については、町づくりの方向性を定める非常に重要な計画であることを踏まえ、これまでと同様に、議決案件として明記する一方、実施計画については流動性があることや施策の実施段階で予算審議において詳細な審査が可能であることから、本規定から削除しております。

次に、第2号から第14号につきましては、計画決定に関わる法規定との整合や施策実施で予算審議において十分な審査が保たれていることから、当該規定を削るものです。

次に、第15号につきましては、現行条例にある住民生活に重大な影響を及ぼすといった規定について、解釈の一元性を担保することが難しいことから、基本構想及び基本計画に記載のない複数年度にわたる事業計画の策定として分かりやすい運用規定に見直し、第2号として、併せて号の繰上げを行うものです。

第16号の規定につきましては、災害時における相互協力など、緊急的かつ義務的施策に関わるものが大半であることを踏まえ、当該規定を削るものです。

第3条でございますが、現行条例の効果をしっかりと踏襲するため、議決の可否にかかわらず、各種計画等の策定に当たっては、その概要について議会の理解を求めるよう努力規定を設けております。

附則でございますが、施行期日について、議会制度が暦年であることを踏まえ、令和6年1月1日からの施行としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、北村さん。起立して質問してください。

○11番（北村昭彦君） 失礼しました。

11番、北村です。

3条の文言で1点確認させてください。

2行目、「その概要について議会の理解を求めるよう努めるものとする」というところで、その内容についてではなくて、あえて「概要」としたところの趣旨というか思惑みたいなどこ

ろを教えていただければと思います。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 今、北村議員さんご指摘がありましたように、確かに「内容」と「概要」で誤解を生じる部分もございますが、趣旨といたしましては、これまでと同様に、十分な常任委員会協議会や議員協議会等を活用して、いわゆる委員会制度を十分に活用した中で詳細に協議をさせていただきたいという趣旨でございます。

「概要」という表現をさせていただきましたのは、内容が確定する段階において骨組の段階や方向性について、例えば右側に行くのか左側に行くのか、そういったところもある程度、議会とも意見調整をしながら進んでいくということも含めまして、計画やそれぞれ内容によって若干進め方は違いがあるとは思われますが、物によってはステップを踏みながら協議を進めていく、そうした段取りも必要かと思えます。そういう趣旨を含めまして、計画等の策定に当たって、概要について理解を求めながら進めていきたいというところでの表現をさせていただいたものです。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。

捉え方次第では、概要だからここは省いちゃっても説明しなくていいだろうみたいなふうにも取りかねないところだったんですけれども、丁寧に詳細に協議をさせていただけるというご答弁で安心しました。ありがとうございます。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第10、議案第3号 令和5年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） 令和5年度御宿町水道事業会計補正予算案（第1号）についてご説明いたします。

このたび提案いたします補正予算の主な内容は、職員の昇給に伴う人件費の増額をするものです。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第2条は、令和5年度御宿町水道事業予算の第3条に定めた収益的収支を改め、支出予算について第1款水道事業費用を31万5,000円増額し、補正後の収益的支出の総額を3億7,049万6,000円とするものです。補正に伴う資金につきましては、当年度損益計算に基づき、利益剰余金として調整いたします。

第3条は、人件費の補正に伴い、令和5年度御宿町水道事業予算の第8条に定めた議会の議決を得なければ流用することができない経費を改め、職員給与費について31万5,000円増額し、2,944万2,000円に改めるものです。

それでは、各項目の詳細について事項別明細書によりご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2目給水及び配水費の8万8,000円の増額と第3目総係費の22万7,000円の増額は、職員の昇給などに伴う増額でございます。

なお、本補正予算に関わるキャッシュ・フローにつきましては、4ページに計算書を添付しております。

今回は、収益的収支予算に関わる補正であることから、業務活動によるキャッシュ・フローに影響があり、当年度純損失として4,119万5,079円の赤字が生じ、営業活動全体では2,977万3,695円の増額となります。会計全体の資金減額は4,164万8,675円となり、キャッシュ・フロー全体、資金の見込み期末残高は4億7,000万6,656円となる見込みでございます。

以上でご説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第11、議案第4号 令和5年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第4号 令和5年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）についてご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ38万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億583万4,000円とするものでございます。

補正の内容は、共済負担金の率変更に伴う共済費及び保険税過誤納還付金を追加するものです。

予算の事項別明細書によりご説明させていただきます。

6、7ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、4節職員給与費等繰入金に8万

8,000円を追加するものです。歳出の職員人件費に充てる財源でございます。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金に30万円を追加するものです。被保険者の遡及資格喪失等に伴う過年度分保険税還付金の財源です。

8、9ページをご覧ください。

歳出予算でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の4節共済費に8万8,000円追加するものです。

7款諸支出金、1項償還金及還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金の22節償還金利子及割引料に30万円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第12、議案第5号 令和5年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第5号 令和5年度御宿町介護保険特別会計補正予算案（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ4,524万1,000円を追加し、補正後の予算総額を11億3,003万9,000円と定めるものでございます。

主な内容は、職員人件費の増減及び令和4年度の介護給付費等の確定に伴う精算でございます。

各費目の詳細につきまして予算書の事項別明細によりご説明させていただきます。

歳入予算でございます。

6、7ページをご覧ください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）の3万3,000円につきましては、人事異動等による増額です。

5款県支出金、2項県補助金、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）の1万6,000円も同様に人事異動等による増額です。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業等）の1万6,000円につきましても同様に人事異動による増額でございます。

4目低所得者保険料軽減繰入金の5万4,000円につきましては、令和4年度低所得者軽減負担金の精算による繰入金です。

5目その他一般会計繰入金の51万3,000円につきましては、人事異動等による減額です。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の4,563万5,000円ですが、前年度からの繰越金を追加し、令和4年度の介護給付費や地域支援事業費の確定に伴う国・県支払基金への返還、一般会計繰出金に対する財源とするものです。

以上、歳入予算に4,524万1,000円を追加しております。

次に、歳出でございます。

8、9ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の51万3,000円は、介護保険事務職員1名の人件費の減額です。

3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業・任意事業費の8万8,000円は、地域包括支援センター職員の人件費の増額です。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金の3,318万1,000円は、令和4年度介護保険給付費及び地域支援事業の実績に基づく返還金です。

2項繰出金、1目一般会計繰出金の1,248万5,000円ですが、令和4年度の事務費、介護給付費や地域支援事業費の精算分といたしまして一般会計へ繰り出すものです。

以上、歳出予算に4,524万1,000円を追加しております。

説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第13、議案第6号 令和5年度御宿町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） それでは、議案第6号 令和5年度御宿町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した物価高騰の影響を受けた生活支援及び地域経済の活性化対策、砂丘橋の本工事に向けた設計業務委託、9月以降分の新型コロナウイルスワクチン接種事業や後年度を見据えた基金の積立てや人事異動等による人件費の調整等の予算措置をお願いするものです。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出それぞれ1億5,189万5,000円を追加し、補正後の予算総額を39億5,583万9,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方債に関する規定でございます。

4ページをご覧ください。

地方債の追加につきましては、起債の目的は砂丘橋整備事業で、限度額は540万円、その他の条件はご覧のとおりでございます。砂丘橋の長寿命化を図るための補修工事に係る設計業務委託費に充てるもので、事業の性質から公共施設等適正管理推進事業債を選択し、充当率は90%、後年度の普通交付税措置率はおおむね50%です。

それでは、内容につきまして予算書の事項別明細書に沿ってご説明いたします。

初めに、歳入予算をご説明いたします。

8ページをご覧ください。

1款町税、1項町民税、1目個人、1節現年課税分の3,000万円は、当初予算算定額と本算定後の差額について追加補正するものです。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節老人福祉費負担金の6万4,000円は、介護保険低所得者軽減負担金の令和4年度精算分を計上するものです。

2目衛生費国庫負担金、2節新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金の402万4,000円は、9月開始の接種に当たる医師や看護師に係る費用を国が負担するものです。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、2節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の3,050万円は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用して実施する各種事業に対する交付金を追加するものです。

3目衛生費国庫補助金、3節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の544万円は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る費用について国が追加補助するものです。

16款県支出金、3項県委託金、1目総務費委託金、4節統計調査費委託金の1万6,000円は、住宅・土地統計調査に係る経費について委託金が交付決定されたため追加するものです。

17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及配当金、1節利子の1,000円は、教育施設建設基金の積立てに伴い利子分を1,000円追加するものです。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金、1節介護保険特別会計繰入金の1,248万4,000円は、介護保険特別会計の令和4年度事業費の確定に伴う精算金を繰り入れるものです。

2項基金繰入金、3目森林環境譲与税基金繰入金、1節森林環境譲与税基金繰入金の264万円は、森林の適正管理及び木材の有効活用を図るため、森林環境整備基本計画策定に要する経費の財源として森林環境譲与税基金を繰り入れるものでございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の6,132万6,000円は、実質収支を見据え追加するものです。

22款町債、1項町債、6目商工債、1節観光施設整備事業債の540万円は、現在、仮設の応急的処置を取っている砂丘橋の補修工事に向けた設計業務委託について、地方債を追加し、対応するものです。

以上、歳入予算に1億5,189万5,000円を追加しております。

次に、歳出予算をご説明いたします。

12ページをご覧ください。

1款議会費から9款教育費の1節報酬から4節共済費までと8節旅費の各予算は、今年度の人事異動等に伴う人件費の調整や会計年度任用職員の確定に伴う通勤費用弁償の調整などを行うための追加及び減額でございますので、個別の説明は省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の総務管理事務費、8節旅費、普通旅費4万円は、全国市町村水産振興対策協議会現地常任理事会が沖縄県で実施することに伴い、その費用分を追加するものです。

13節使用料及賃借料の9万6,000円及び17節備品購入費の104万5,000円は、庁舎案内業務について外国語にも対応したA Iタッチパネルシステムを正面玄関に設置し、住民の利便性向上と業務の効率化を図るもので、クラウド利用料及びシステム一式の費用を計上するものです。

3目財産管理費、10節需用費の156万7,000円は、庁舎空調設備が老朽化により多数の不良箇所が生じ支障を来しているため、空冷チラー、冷凍機等の修繕料を計上するものです。

12節委託料の120万円は、庁舎内空調設備の調査委託100万円及び漏水調査委託20万円をそれぞれ計上するものです。

7目財政調整基金積立金、24節積立金の5,000万円は、令和4年度剰余金を将来の財政需要に備え基金に積立てを行うものです。

2項徴税费、2目賦課徴収費、12節委託料の281万6,000円は、令和6年度から徴収が開始される森林環境税に対応するため、システム改修に要する経費を計上するものです。

14ページをご覧ください。

5項統計調査費、2目各種統計調査費の住宅・土地統計調査事務費1万8,000円は、県委託

金の交付決定に基づく調整で、3節職員手当から11節役務費が調査に係る所要額をそれぞれ計上するものです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金の8万8,000円は、国民健康保険特別会計における共済費率の変更に伴う人件費を追加繰り出しするものです。

2目老人福祉費、27節繰出金の44万1,000円の減額は、介護保険特別会計における人件費の調整と過年度精算分です。

2項児童福祉費、3目こども園費、こども園運営事業の、17ページをご覧ください。11節需用費4万2,000円は、スチームコンベンションの修繕料を追加計上するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業946万4,000円は、9月開始の接種に係る経費で、3節職員手当から17節備品購入費まで、それぞれ所要額を追加計上するものです。

3目環境衛生費の環境衛生事務費、17節備品購入費の65万円は、軽トラックの廃車に伴い中古車を購入するための費用を計上するものです。

水質保全事業の10節需用費の251万3,000円は、堺川生活排水処理施設の原水ポンプ、電磁流量計が故障し、施設の流入量が測定できないことから、修繕料を計上するものです。

19ページをご覧ください。

景観美化推進事業の17節備品購入費50万円は、町道や公園をはじめとした全庁的な景観美化を促進するに当たり、自走式草刈り機を購入するものです。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及交付金の200万円は、農業生産費高騰対策支援補助金として、原油や資材価格が高騰している農業生産者の営農継続を支援するため、上限を10万円とし補助するものです。

2項林業費、1目林業振興費、12節委託料の264万円は、令和6年度からの森林適正管理及び木材有効活用実施に向けて森林環境整備基本計画を策定するため、その業務委託に要する費用を計上するものです。

3項水産業費、1目水産業振興費、18節負担金補助及交付金の250万円は、漁業用燃油価格高騰対策支援補助として、燃油価格高騰の影響を受けている業者に対し、漁業経営の安定化を支援するため、上限10万円とし補助するものです。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費のプレミアム商品券事業2,600万円は、物価高騰対策として、生活者の支援及び町内経済の活性化を図るため、1冊1万円の購入につき3,000円のプレミアムがつく商品券を7,000冊販売するもので、3節職員手当から12節委託料は、商

品券の作成、販売、換金等に係る経費で、18節負担金補助及交付金の2,100万円はプレミア分を計上しております。

20ページをご覧ください。

3目観光費、12節委託料の607万2,000円は、現在、仮設による応急的な復旧処置を取っている砂丘橋の補修工事に向けた設計業務委託を計上するものです。

22ページをご覧ください。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、24節積立金の5,000万1,000円は、御宿小学校校舎建て替えに向けて5,000万円を教育施設建設基金に積み立てるもので、1,000円は利子分となります。

2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費の8万3,000円は、御宿小学校創立150周年を記念し、オリジナルクリアファイルを作成するため、印刷製本費を計上するものです。

2目教育振興費、7節報償費の1万円は、講師謝金について不足額を追加計上するものです。

3項中学校費、1目学校管理費、10節需用費の15万3,000円は、校舎施設の修繕に要する費用を計上するものです。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、18節負担金補助及交付金の50万1,000円は、海と山の子交流事業補助金で、コロナ禍の影響から当初予算時点では中学2年生を対象とし交流事業を計画しておりましたが、新型コロナウイルスの5類感染症への移行などにより中学1年生も合同で交流事業を行うこととなったため、追加経費を計上するものです。

5項保健体育費、2目体育施設費、14節工事請負費の130万円は、パークゴルフ場管理棟の屋根が経年劣化により修繕による対応が必要なことから、屋根改修工事を行うための所要額を計上しております。

3目学校給食費、18節負担金補助及交付金の363万3,000円は、勝浦市学校給食共同調理場負担金で、学校給食委託に係る令和4年度精算分、調理場設備の修繕及び備品購入、当初予算からの人件費変更分について追加計上するものです。

以上、歳出予算に1億5,189万5,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。

19ページ、委託料、森林環境整備基本計画策定業務委託について伺います。

これタイトルだけではどのような内容なのかというのが分からないんですが、御宿のこれか  
らを考える上で、里山・里海の環境を、どちらかというダメージを受けて今傷んでしまっ  
ているこういった自然環境をどのように再生していく、元気を取り戻した上で町づくりに生かし  
ていくのかというのが非常に大事なところだと思っております。

という中で、この森林環境整備基本計画の内容やどのようなプロセスを経て策定をしていく  
のかということについて、簡単に教えてください。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） お答えいたします。

森林環境整備基本計画策定業務委託264万円ですが、こちらにつきましては、国から譲与さ  
れる森林環境譲与税を有効に活用して、適切な森林整備やその促進につなげる取組を計画する  
ものでございます。

例えば、例としましては、県産材を使った建築物を造るですとか、私有の人工林所有者等が  
実施する間伐、下刈り等の森林整備への補助などを行うものでございます。あくまでも一例で  
ございます。

工期については3か月を予定しております。

計画策定後の予定としましては、令和6年度に私有の人工林所有者の意向調査等を実施し、  
その後、事業実施を行う予定となっております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。ありがとうございます。

環境整備、森林整備につきましては、環境に対する理解不足で、整備したつもりが環境を悪  
化させてしまう、ただ自然が傷んでしまったというだけではなくて、住民の方々の生活を脅か  
す災害、土砂災害等につながる等々のかなり難しい部分だと思います。

3か月という工期、それから予算もあまり額としては大きくないというところで、しかも課  
長の話の中で、例えばという話が2つぐらい出ましたけれども、いろんな要素を含んだ無限の  
可能性がある計画になろうかと思しますので、十分、慎重につくっていただけたらなど。

それから、議会としても、先ほど議会の議決のところもありましたけれども、議会等も、あ  
るいは町内外、専門家含めて協議をしながら丁寧に進めていただければと思います。よろしく  
お願いいたします。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

歳入で1点お聞きします。

9ページ、町民税、個人の現年度分で3,000万の増額になっているんですね。これ大きく伸びた要因といたしますか、それについてお願いします。

○議長（土井茂夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） それでは、個人町民税の補正額3,000万円につきましてご説明させていただきます。

町民税の課税につきましては、コロナの影響や、また経済状況等を踏まえ、当初予算を算定いたしました。営業所得や農業所得につきましては、おおむね当初予算算定時と本課税時において大きな差異はございませんでしたが、給与所得におきまして高額な所得者があったこと、また各種資産の売買、土地建物等の分離、また、それ以外の資産等の総合譲渡課税におきまして大きく伸びがあったということでございます。

ちなみに、給与所得におきまして当初予算から比べて1,300万円、分離譲渡、総合譲渡におきまして1,700万円、合わせて3,000万円の追加補正をさせていただいております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

あと2点ほどお願いします。

21ページのプレミアム付商品券事業なんですけれども、この販売方法と価格については先ほど説明がありました。件数、大体7,000件ということなんですけれども、この内容、前にように特定するのか、町内の商店であれば自由に使えますよということになるのか、その点についてお答え願います。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） 町では、物価高騰の影響を受けている町民の皆さんの暮らしを支援し、あわせて、町内店舗を応援し、地域経済の活性化を図るため、プレミアム付商品券を発行したいと考えています。

商品券は1冊当たり1万3,000円分の商品券を1万円で販売し、発行冊数は7,000冊です。取

扱店の募集期間を9月30日まで、販売期間を10月から12月まで、利用期間を10月から令和6年1月中旬までとする予定でございます。町では、町商工会、商店振興会及び販売を委託する予定であります町観光協会と連携し、本事業を進めていきたいと考えています。

なお、プレミアム付商品券事業につきましては、令和2年に、新型コロナウイルスの影響で落ち込んだ地域経済の活性化対策として実施いたしましたが、今回はこのときの事業を参考として行いたいと思います。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

もう一点お願いします。

23ページの御宿台の運動施設管理運営事業、パークゴルフ場の屋根の改修をということなんですが、現状、屋根の改修だけなのか、洗面所の中は天井が落ちている状況です。そういったものも含めて修繕していただけるのかどうか、その1点、お聞きします。

○議長（土井茂夫君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） パークゴルフ場の管理棟の修繕についてお答えいたします。

雨漏り箇所の修繕をするんですけれども、屋根全体をやらないといけない状態ですので、屋根をまずやります。今おっしゃられた洗面所の上の天井も併せて直すような形で考えております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで、午後1時半まで休憩いたします。

(午前11時50分)

---

○議長(土井茂夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時31分)

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第14、議案第7号 令和4年度御宿町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(永石知功君) 議案第7号 令和4年度御宿町水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

初めに、事業概要ですが、決算書13ページをお開きください。

3、業務、(1)業務量、イの給水戸数ですが、年度末における給水戸数は3,892戸となり、前年度と比べ20戸の増となりました。

内容については、39件の新規加入と40件の開栓申込み、59件の給水中止となります。

次に、ロの給水人口は6,897人、前年度比92人、1.32%の減となりました。

次に、ハの給水量ですが、年間給水量は93万5,963立米、前年度比3万5,004立米、3.8%の増となりました。

給水人口は減少していますが、戸の給水量がコロナ前と同様になっていることなどで増えたと考えられます。1日平均給水量2,564立米、前年度比96立米、3.8%の増となりました。

続いて、15ページをご覧ください。

1日最大給水量3,649立米、前年度比80立米、2.2%の増となりました。

南房総広域水道企業団からの年間受水量は34万8,024立米で、年間給水量の37%を占めております。年間受水量34万8,024立米、前年度比9,287立米、2.5%の減でございます。

理由につきましては、令和4年度は渇水傾向の回復に伴い、受水量が減りました。

続いて、二の有収水量は83万3,131立米で、ハの給水量に対する有収率は89.01%となりました。今後も漏水等の初期段階発見と早期対応に努め、有収率を上げるように努力してまいりたいと考えております。

次に、建設改良に関わる工事概要についてですが、12ページをご覧ください。

中段の2、工事名、(1)の表にまとめました。主なものとして、浄水場フロキュレーター更新工事及びPAC注入設備更新工事、鉛管交換工事及び制水弁設置工事、送水管耐震化更新工事などを実施し、税抜き1億2,490万3,091円を執行しました。

施設の建設改良については、安全な水を安定して供給できるよう、施設設備の老朽化の把握に努め、優先度の高いものから計画的に更新を行っているところでございます。

続いて、経理状況についてご説明申し上げます。

1、2ページをお開きください。

収益的収支の決算状況ですが、収入については、水道事業収益が2億9,559万6,007円、前年度比1.16%の減となりました。

内訳は、水道料金などの営業収益が2億3,650万7,354円、町と県からの高料金対策補助金や長期前受金当年度収益分などの営業外収益が5,908万8,653円です。営業収益は、コロナ前の水準程度に料金収益が伸び、前年度と比べて283万4,897円、1.2%の増となりました。営業外収益は、町からの高料金対策繰入金と金額が連動する県補助金還付消費税により、前年度と比べ630万9,310円、1.1%の減となりました。

次に、支出ですが、水道事業費用は3億4,061万9,812円、前年度比5.4%の増となりました。

内容としては、減価償却費、受水費などの営業費用が3億3,845万1,394円、全体の約99.36%を占めております。その他、企業債利息や消費税納付額などの営業外収益が216万8,418円です。特別損失の支出はありません。前年度と比較し、水道事業費用が1,746万9,427円、5.4%増加しております。これは主に、水道事業の統合に向けた協議会設置の人員増による人件費が増えたことと協議会負担金の増、計装設備のゼンブ点検の実施、労力費の単価増などが挙げられます。

次に、資本的収支ですが、決算書の3、4ページをお開きください。

資本的収入額は2,458万3,000円。内容は、水道加入金と送水管耐震化の実施設計に係る国庫補助金でございます。

資本的支出額は1億8,026万6,231円となりました。内容は、建設改良費と企業債償還金でございます。

収入が支出に対して不足する額 1 億5,568万3,231円は、当年度分消費税資本的収支調整額 1,281万4,461円と、過年度分損益勘定留保資金 1 億4,286万8,770円で補填いたしました。

続いて、5 ページをお開きください。

損益計算書についてご説明申し上げます。

以降の書類につきましては、消費税抜きで記載となりますので、先ほど説明申し上げました収支決算書とは消費税額相当の差異が生じますので、ご承知おきください。

1、営業収益は、(1) 給水収益と、各種手数料等の (2) その他営業収益を合わせ、2 億 1,506万2,440円となりました。

2、営業費用は、合計で 3 億2,064万1,327円となりました。南房総広域水道企業団からの受水費や浄水場の維持管理費等を支出した (1) 原水及び浄水費、浄水場から水道水を供給するための経費を支出した (2) 配水及び給水費、水道料金や企業会計の運営費等を支出した (3) 総係費、及び (4) 減価償却費、(5) 資産減耗費となります。

営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は 1 億557万8,887円となりました。

続いて、3、営業外収益ですが、定期預金や有価証券に対する受取利息及び配当金のほか、一般会計や県からの補助金、償却資産に係る長期前受金の当該年度戻入れ額など、合計で 5,361万9,653円となりました。

4、営業外費用は、企業債の利益及び消費税精算金等の支出の合計で 1,142万4,412円となりました。営業外収益から営業外費用を差し引いた額は 4,219万5,241円であり、営業収益をオサメタ経営損失は 6,338万3,646円となりました。

この結果、令和 4 年度末処分利益剰余金は 2 億1,881万2,654円となりました。剰余金の使い道につきましては、今後、施設の改修工事等を見据えた中で適切に行いたいと考えております。

続いて、7 ページをお開きください。

貸借対照表についてご説明申し上げます。

初めに、資産の部ですが、1、固定資産は、土地や建物、機械設備等に係る帳簿上の残存価値であり、年度末有形固定資産の合計額は 25 億6,142万9,267円となりました。

2、流動資産は、現金預金や未収金、有価証券等の合計で 7 億9,317万1,386円となりました。

以上、令和 5 年 3 月 31 日現在の資産合計は 33 億5,460万653円となりました。

次に、8 ページをご覧ください。

負債の部ですが、3、固定負債の (1) 企業債 3 億5,199万6,658円は、令和 5 年度以降に償還する企業債残高となります。主な内容は、第 3 次拡張事業に係るもの及び浄水場中央管理設

備等更新工事に係るものです。

4、流動負債は、1年以内に支払う負債を計上するものであり、令和5年度中に次年度の企業債償還金や賞与引当金などの合計で3,886万9,755円となっています。流動負債につきましては、令和4年度は還付ショウモウキン546万9,000円が生じたため、前年度に比べ340万7,263円の減となっております。

5、繰延収益は、償却資産に対する国・県補助金等の残存額を負債として計上するもので、(1)長期前受金から(2)長期前受金収益化累計額を控除した額6億9,021万7,286円を計上しております。

以上、負債合計は10億8,108万3,699円となりました。

続いて、資本の部についてご説明します。

6、資本は、自己資本で17億3,572万9,000円です。

7、剰余金、(1)資本剰余金は、過去に一般会計から資産編入された土地の評価額と、そのほか資本剰余金の合計2億8,897万5,300円です。

(2)利益剰余金は、減債積立金と、令和4年度末の未処分利益剰余金を合わせた2億4,881万2,654円です。

剰余金の合計は5億3,778万7,954円となり、資本の部合計は22億7,351万6,954円、負債の部と支出の部の合計は33億5,460万653円となり、7ページ、最下段の資産の部の合計と同額となっております。

続いて、16ページをお開きください。

現金の動きを示すキャッシュ・フローについてご説明します。

上段の業務活動によるキャッシュ・フローですが、収益的収支に係る当年度純損失6,338万3,646円や、減価償却費1億1,034万4,904円などにより、1,090万7,313円の減となりました。

次に、中段の投資活動によるキャッシュ・フローについては、浄水場フロキュレーター更新工事、PAC注入施設更新工事、送水管耐震化更新工事及び鉛管給水更新工事などに係る有形固定資産の取得に加え、補助金や有価証券の償還により、3,975万3,148円の増となりました。

次に、下段の財務活動によるキャッシュ・フローについては、建設改良等の企業債償還により、3,262万1,918円の減となりました。

これらにより水道事業全体のキャッシュ・フローは、令和4年度末の資金期末残高は5億1,165万5,331円となりました。

続いて、28ページをお開きください。

各指数に基づく経営分析です。

中段、経営分析（２）ですが、１立米当たりの水の使用料を示す供給単価は257.40円、１立米当たりの水をつくる費用である給水原価は398.58円であり、水をつくるために要した費用が水を使用することで得られる費用を上回っているため、水道料金以外の収入、町一般会計、県補助金により利益を確保し、経営を維持している状況でございます。

今後につきましても、引き続き安全な水の供給と安定した経営を維持するため、老朽化施設の更新や施設耐震化を計画的に進めるとともに、経費抑制及び経営の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上でご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） ここで、綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、令和４年度御宿町水道事業会計の決算につきまして監査報告をいたします。

令和５年６月29日に、午前９時30分から役場会議室におきまして、貝塚監査委員とともに地方公営企業法第30条第２項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計の数値が正確であると認められました。

なお、詳細につきましては、令和４年度の御宿町水道会計意見書において報告してございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第７号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり認定することに決しました。

---

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第15、議案第8号 令和4年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第8号 令和4年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

決算書の27ページをご覧ください。

歳入歳出決算収支でございます。

令和4年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額11億3,779万1,479円、歳出総額10億5,675万7,278円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は8,103万4,201円の黒字決算となりました。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は形式収支額と同額でございます。

令和4年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、決算概要に沿って説明させていただきます。

決算概要の9ページをご覧ください。

国民健康保険の加入者は、年度末現在で2,079人、加入世帯は1,426世帯となりました。町全体の人口減少に加え、短時間労働者の社会保険適用範囲の拡大などにより、近年、加入者、世帯数ともに減少が続いています。

町の人口全体に占める国保加入率は29.4%、全世帯に対する加入率は38.7%となりました。

決算についてご説明いたします。

決算概要の6ページの上段の表をご覧ください。

初めに、歳入でございます。

1款国民健康保険税は1億9,504万9,000円、前年度比31万3,000円、0.2%増です。増額の理由は、徴収強化による納付履行や、一部の高額滞納者の滞納解消の影響によるものです。徴収率は現年度分で96.07%、過年度分は17.76%でございます。

2 款使用料及手数料の13万円は、国保税の督促手数料です。

3 款県支出金は7億8,375万5,000円で、前年度比3,578万円の減です。減額の理由は、保険給付費の支出の減少によるものです。

4 款繰入金は6,771万3,000円です。繰入金の内容は、職員給与費等繰入金のほか、低所得者に対する保険税の軽減分等に対する国・県・町の法定負担分を繰り入れたものです。減額の主な理由は、軽減世帯数の減少に伴う保険基盤安定繰入金が減額となったものです。

5 款繰越金は、令和3年度からの繰越金で8,964万9,000円、前年度比976万円の減です。

6 款諸収入は、国民健康保険税の納付遅延に伴う延滞金や、交通事故などの第三者行為による返還金や、医療費の請求誤りによる返還金などで149万5,000円で、87万6,000円の増でございます。

7 款国庫支出金はございません。

以上、歳入総額は11億3,779万1,000円、対前年度比4,632万1,000円の減となりました。

続いて、歳出でございます。

下段の表をご覧ください。

1 款総務費は1,792万3,000円で、前年度と比べ54万6,000円の減となりました。総務費は国担当職員の人件費のほか、資格管理や保険税徴収等に係る経費が主な支出内容です。

2 款保険給付費は7億6,300万円で、前年度比3,472万9,000円の減となりました。医療費の保険者負担分である療養諸費は6億5,825万7,000円で、被保険者の減少による医療費の減額などから、前年度に比べ2,596万7,000円の減となりました。また、被保険者が負担限度額を超えた場合に支給する高額療養費は1億328万9,000円、前年度比906万6,000円の減。出産育児諸費は42万円で、42万円の増。葬祭諸費は95万円、前年度比20万円の減。傷病手当金は8万3,000円です。

3 款国民健康保険事業費納付金は、県全体の医療費等の見込額を基に、県が各市町村の医療費や所得水準、国保加入者等に応じて納付額を示すもので、町国民健康保険税の必要額を算出する基準となるものです。医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の合算で2億5,743万5,000円、前年度比259万6,000円の減でございます。

4 款共同事業拠出金はゼロ表示となっておりますが、被保険者年金の受給者リスト作成事務を行うため、国保連合会へ10余円を支出しております。

5 款保健事業費は1,694万9,000円、前年度と比べ23万5,000円の増です。人間ドック助成事業や特定健診、保健指導などの経費です。短期人間ドック利用者数は、前年度の72人から74人

に微増となり、特定健診の受診者数は728人から718人の減となりましたが、受診率では0.9ポイント増の36.2%となっています。

6款基金積立金はございません。

7款諸支出金は145万1,000円です。過年度分保険税の還付金等で、遡及資格喪失に伴う国保税の還付金や、令和3年度分の特定健康診査等負担金の精算に伴う返還金が生じたことによるものです。

以上、歳出総額は10億5,675万7,000円、対前年度比3,770万6,000円の減でございます。

また、決算概要には、2ページから4ページに歳入歳出各款ごとの決算の概要、また5ページから決算及び国民健康保険に関する各数値の過年度からの推移等について、資料として添付しております。

以上、御宿町国民健康保険特別会計決算の概要について説明をいたしました。決算審査の意見を踏まえ、今後も国保運営の適正化に努めてまいりたいと考えております。

なお、本決算につきましては、8月1日に開催されました国保運営協議会において承認をいただいておりますことをご報告させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） ここで、綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、私のほうから、令和4年度御宿町国民健康保険特別会計の歳入歳出決算につきまして監査報告をいたします。

令和5年7月27日、28日、午前9時30分から役場会議室におきまして、貝塚監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計記録は正確であると認められました。

なお、詳細につきましては、令和4年度の御宿町国民健康保険特別会計決算の審査意見書によってご報告してございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり認定することに決しました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第16、議案第9号 令和4年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(田邊義博君) 議案第9号 令和4年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の11ページをお開きください。

令和4年度歳入歳出決算は、歳入総額1億8,276万2,729円、歳出総額1億8,205万1,429円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は71万1,300円の黒字決算となりました。

また、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額は形式収支額と同額です。

それでは、令和4年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、決算概要に沿って説明させていただきます。

決算概要の3ページです。

後期高齢者医療被保険者の加入状況は、75歳以上の加入者は前年度から104人増え、2,087人、65歳から74歳までの重い障害のある方の加入者は前年度と同じ11人、合計で2,098人となりました。高齢化の進展から、加入者は増加傾向にある状況です。

次に、歳入歳出決算各款の主な内容について説明させていただきます。

初めに、歳入ですが、総額は、前年度比7.9%、1,334万5,000円増の1億8,276万3,000円となりました。

1款後期高齢者医療保険料は1億4,731万8,000円で、加入者の所得総額の増加や加入者数の

増加などから、前年度と比較して1,139万8,000円、8.4%の増となりました。

2款使用料及び手数料は1万円です。保険料の督促手数料です。

3款繰入金は3,401万7,000円、前年度比3.8%の増です。低所得者の保険料軽減額に対する保険基盤安定繰入金や保険料賦課徴収などの事務費に対して、一般会計から繰り入れたものです。

4款繰越金は、前年度からの繰越金で42万9,000円です。

5款諸収入は98万8,000円で、延滞金及び過年度分保険料の歳出還付に対して、広域連合から返還されたものです。

次に、歳出です。

歳出総額は、前年度比7.7%、1,306万3,000円増の1億8,205万1,000円です。

1款総務費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収等の事務費で41万6,000円です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は1億8,065万円、前年度と比べ7.4%の増となりました。

3款諸支出金は、所得更正等により過年度分保険料の更正に伴う還付金と還付加算金及び事務費精算による一般会計へ繰り出すもので、98万5,000円です。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料減免により、還付金が増額となりました。

また、4ページに保険料率の推移と収納率の推移を資料として添付させていただいております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） ここで、綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、私のほうから、令和4年度御宿町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算について監査報告をいたします。

令和5年7月27日、28日、午前9時30分から役場会議室におきまして、貝塚監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿より精査、照合した結果、その計数及び会計の記録は正確であると認められました。

なお、詳細につきましては、令和4年度御宿町後期高齢者医療特別会計決算意見書により報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり認定することに決しました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第17、議案第10号 令和4年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(田邊義博君) 議案第10号 令和4年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

介護認定者数は、令和4年度末で490人、第1号被保険者のうち、要介護認定者に占める割合は13.6%と、前年度から0.5ポイント減少となっています。サービスの利用率は83.7%です。

第1号被保険者数は、令和5年度3月末で3,592人、高齢化率は50.8%です。

歳入歳出決算収支でございます。

決算書の25ページをご覧ください。

令和4年度介護保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額11億8,452万2,930円、歳出総額10億995万972円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1億7,457万1,958円の黒字決算となりました。

なお、令和4年度への繰越財源はございませんので、実質収支額は形式収支額と同額です。

次に、歳入決算についてご説明をいたします。

決算概要の10ページをご覧ください。

1 款介護保険料は 2 億 1,784 万 2,000 円、前年度比 0.3% の減でございます。現年度の保険料収納率は 99.4% です。被保険者数が減少したことにより、減額となりました。

2 款使用料及び手数料は 2 万 3,000 円で、介護保険料の督促手数料です。

3 款国庫支出金は 2 億 4,232 万 3,000 円、2.7% の減です。減額の主な要因は、介護給付費及び地域支援事業費の減に伴う国の法定負担金の減でございます。

4 款支払基金交付金は 2 億 5,103 万 5,000 円、前年度比 0.3% の減です。これは社会保険診療報酬支払基金から交付される第 2 号被保険者の保険料であり、介護給付費等交付金は、前年度比 0.2% 減の 2 億 4,791 万 8,000 円、介護予防日常生活支援総合事業に対し交付される地域支援事業支援交付金は、前年度と比べ 11.1% 減の 311 万 7,000 円となりました。

5 款県支出金は 1 億 6,052 万 1,000 円で、対前年度比 1.7% 増です。保険給付費に対する介護給付費等負担金は、前年度比 1.9% 増の 1 億 5,591 万 6,000 円、介護予防事業や包括支援センターの運営に対して交付される地域支援事業交付金は、前年度比 6.1% 減の 460 万 5,000 円でございます。

6 款繰入金は、一般会計からの繰入れで 1 億 6,803 万 7,000 円です。前年度比 2.3% の減でございます。減額の要因は、介護給付費等繰入金、地域支援事業繰入金の減によるものです。保険給付費に対する町負担分は 1.74% 減の 1 億 2,687 万 7,000 円、地域支援事業繰入金は横ばい、低所得者に対する保険料の軽減分は 2% 減の 1,504 万 4,000 円、介護認定調査、保険料賦課徴収などの事務費等に係るその他一般会計繰入金は 6.4% 減の 2,151 万 1,000 円となりました。

7 款繰越金は 1 億 4,474 万 1,000 円で、前年度からの繰越金でございます。

8 款諸収入はございません。

続いて、歳出決算でございます。

決算概要の 11 ページをご覧ください。

1 款総務費は、職員人件費や介護認定業務や資格管理、保険料賦課徴収等の事務費に関するもので、前年度比 4.7% 減の 2,151 万 1,000 円となりました。主な要因は、介護報酬改定に伴うシステム改修の完了及び会計年度職員の勤務時間の減少によるものです。

2 款保険給付費は、居宅サービス、施設サービス、高額介護サービスなどに係る給付金で、介護サービス等諸費の介護予防サービスや、特定入居者生活介護サービスの利用が減少し、前年度比 0.5% 減の 9 億 1,727 万 4,000 円となりました。

3 款地域支援事業費は、前年度比 3.3% 減の 2,658 万 7,000 円です。介護予防・生活支援サービス事業において介護予防事業を実施することで、予防やその他サービスへの移行により、当

初の見込みよりも利用者は抑えられている傾向でございます。

4款諸支出金は、前年度比49.2%増の4,457万9,000円です。前年度の保険給付費や地域支援事業費に対する法定割合分の精算であり、国・県支払基金への返還、町一般会計への精算繰り出しのほか、過年度の介護保険料の還付を行いました。

5款予備費の支出はございません。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） ここで、綱島監査委員より監査報告をお願いします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、令和4年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算について監査報告をいたします。

令和5年7月27日、28日、午前9時30分から役場会議室におきまして、貝塚監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計記録は正確であると認められました。

なお、詳細につきましては、令和4年度御宿町介護保険特別会計審査意見書により報告してございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

決算書の14ページ、介護サービス等諸費の負担金補助及交付金、不用額が8,400万円、それに関連して、概要の13ページ、居宅サービスの通所系、この件数及び給付額がかなり減っているんですけども、これはコロナ禍の影響で利用者に利用控えが起きたのかどうか、それについて伺います。

○議長（土井茂夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 決算概要の13ページの表で、ご指摘ございます通所系の減額でございますが、これはコロナの影響は確かにございます。

まず、デイサービスに行きたくないという、人のいるところにご本人が行きたくないというお話があります。また、ご家族が行かせたくないというお話もあります。また、受入れの施設で、入居されている方とか、もしくは職員がコロナに感染してしましまして、受入れ自体を制

限するという事態もありましたので、コロナに関する影響はございます。

またもう一つ、保険給付以外に、社会参加型通所事業というのを御宿町はやっておりまして、これは保険給付のデイサービスと同等の事業が、介護認定を受けなくても受けられるというような制度でございます。介護認定のデイサービスですと、申請、あと主治医意見書に基づく調査、あと認定審査会、それを経て認定ということで、どうしても1月ぐらいの認定までの時間がかかってしまいますので、サービス利用に1か月ぐらいかかってしまうということがございます。

町でやっている社会参加型通所事業というのは、保険給付のデイサービスと同様でございます。送迎つきで施設に行きまして、食事の提供、また入浴ができるというもので、これにつきましては保険給付外ということで、利用申請を出していただきまして、私ども内部決裁が済み次第利用ができますので、極端なことを言うと、今日申請していただいたら、あしたから施設の利用ができるというようなもので、これは大変好評でして、保険給付のほうからこちらの制度に乗り換える方、もしくは最初から介護認定を取らずにこのデイサービスを受けたいという方はこちらを利用されております。

また、同じ13ページの表で、施設サービスなんですけれども、下から合計の3つ上に介護老人保健施設というのがございまして、ここが伸びております。これは今まで在宅で通所されていた方が重度化しまして、在宅と病院の間施設である老人保健施設のほうへ移ってしまったということで、在宅から施設のほうへ移ったということで、通所が減っているというのが1点ございます。

また、もう一つの要因でございますが、1枚めくっていただきまして、15ページの上に御宿町健康づくり教室、すこやかの実績を載せていただいておりますが、これは下の開催回数、参加者数をご覧になっていただければ分かる通り、回数も参加者数も伸びております。これによって、通所のサービスにまだ行かなくて済むような人は、この介護予防サービスでとどまっているというようなこともございまして、こちらについては、当課の担当の努力はもちろんのこと、元気いきいき教室などでサポーターさんなどがいろいろ工夫していただきまして、楽しい予防教室ができるようにしておりますので、そのような効果だと思っております。

以上、通所の減額、減数の要因はこの4点ということで、お答えさせていただきます。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） ありがとうございます。

この通所系を使わなかった場合の負担金というのはどうなるんですか、利用者の負担。

○議長（土井茂夫君） 保険福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 介護保険を利用してのデイサービスの場合は、要介護1の場合は1,200円、自己負担です。要介護5の方につきましては2,000円かかります。こちらの社会参加型通所事業は、どなたでも一律1,720円ご利用いただいております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案については、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり認定することに決しました。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第18、議案第11号 令和4年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） 議案第11号 令和4年度御宿町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

初めに、歳入歳出決算収支でございますが、決算書の169ページをご覧ください。

令和4年度一般会計歳入歳出決算は、歳入総額45億3,703万9,810円、歳出総額41億7,317万9,108円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は3億6,386万702円となりました。

また、翌年度へ繰り越すべき財源2,753万5,270円を差し引いた実質収支は3億3,632万5,432

円となり、実質収支の標準財政規模に対する割合である実質収支比率は12.8%となりました。

次に、歳入決算の状況からご説明いたします。

お手元の決算概要にてご説明いたしますので、概要の3ページをご覧ください。

歳入総額は45億3,704万円で、前年度と比べて3.2%減の1億4,820万5,000円の減額となりました。減額の主な要因は、町税やコロナ禍で落ち込んでいた町営駐車場の使用料やプールの入場料等の増額があったものの、コロナ関連等の国庫支出金の減額や臨時財政対策債の縮小による町債の減額などが影響として挙げられます。

次に、款別の歳入決算の主な特徴についてご説明いたします。

1款町税は9億2,687万円で、前年度と比べて7.1%増の6,124万9,000円の増額となりました。コロナ持続化給付金の影響による事業所得の増加や給与所得の増加により、個人町民税が2,911万3,000円増加したほか、固定資産税でコロナ特例の終了に伴う影響分や、償却資産の修正申告等により、3,167万円の増額が主な要因となっております。徴収率は、現年分が98.16%、滞納繰越分が20.31%、町税全体では91.89%となり、前年度より1.08ポイントの増加となりました。

2款地方譲与税以降は、内容に特徴のある項目や増減の大きい項目についてご説明いたします。

6款法人事業税交付金は、決算額877万6,000円で、コロナ禍からの企業業績の回復に伴い、前年度と比べて77.5%増の383万3,000円の増額となりました。

7款地方消費税交付金は、決算額1億6,119万2,000円で、消費の上昇傾向から、前年度と比べて0.6%増の98万1,000円の増額となりました。

10款地方特例交付金は、決算額296万4,000円で、前年度の固定資産税コロナ特例終了に伴う新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金の減少が影響し、前年度と比べて89.5%減の2,535万2,000円の減額となりました。

11款地方交付税は、決算額15億9,123万9,000円で、前年度と比べて1.3%増の2,112万8,000円の増額となりました。普通交付税は、基準財政収入額の増加があったものの、基準財政需要額においては、再算定による追加交付、臨時財政対策債振替相当額の縮小などが影響し、前年度と比べて266万9,000円増加しております。また、特別交付税は、地域おこし協力隊の増員や、準過疎地域該当による交付額の増額などが影響し、前年度と比べて1,843万6,000円の増額となりました。

13款分担金及負担金は、決算額2億1,537万7,000円となりました。過年度精算等に伴い、い

すみ市ごみ処理負担金が減額となったことなどから、前年度と比べて0.9%減の198万8,000円の減額となりました。

14款使用料及手数料は、決算額6,852万円となりました。町営プールや駐車場使用料をはじめとした観光事業や施設利用の本格的な再開などにより、前年度と比べて21.4%増の1,206万6,000円の増額となりました。

15款国庫支出金は、決算額5億5,215万3,000円となりました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとするコロナ及び物価高に関連した補助金の減が影響し、前年度と比べ20.1%減の1億3,915万円の減額となりました。

16款県支出金は、決算額2億805万1,000円となりました。農林水産業補助金の増加はあるものの、前年度繰越事業の介護施設整備事業補助金の影響等により、前年度と比べて13.8%減、3,331万7,000円の減額となりました。

18款寄附金は、決算額4,747万4,000円となりました。活力あるふるさとづくり基金寄附金の寄附件数の減少により、前年度と比べて4.7%減の232万9,000円の減額となりました。

19款繰入金は、決算額7,105万7,000円となりました。前年度の防災行政無線施設整備基金繰入金や、活力あるふるさとづくり基金繰入金の減少により、前年度と比べて54.3%減の8,436万5,000円の減額となりました。

22款町債は、決算額7,103万8,000円となりました。前年度繰越事業の消防施設整備事業債や臨時財政対策債の縮小による減が影響し、前年度と比べて59.2%減の1億304万5,000円の減額となりました。また、普通交付税算入など、財政制度上有利な起債に努め、地方債残高については2億8,001万2,000円の減額の30億7,402万9,000円となりました。

次に、歳出決算の状況でございます。

6ページをご覧ください。

歳出総額は41億7,317万9,000円で、前年度と比べて2.2%減、9,402万円の減額となりました。なお、繰越分を除いた実質上の執行率は96.2%でございます。

それでは、目的別歳出決算の主な特徴についてご説明いたします。

1款議会費は、議員の活動経費や議会運営に係る経費を支出し、決算額は6,367万8,000円となりました。議員の欠員による議員の人件費の減少等により、前年度と比べて2.7%減の178万8,000円の減額となりました。

2款総務費は、庁舎管理経費や電算管理経費、徴収費などのほか、町民応援商品券発行事業、前年度からの繰越事業として、第5次総合計画や公共施設等総合管理計画の策定、また、デジ

タル化社会へ向けた取組として、行政手続オンライン化対応業務等に取り組み、決算額は9億3,495万6,000円となりました。地域経済の活性化を図るため実施した家族団らん食事券発行事業等の影響により、前年度と比べて2.9%の増、2,676万4,000円の増額となりました。

3款民生費は、歳出構成割合の25.9%を占め、決算額は10億7,928万1,000円となりました。高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉等に係る経費を支出したほか、前年度から継続して、国の新型コロナウイルス感染症や電気・ガス・食料品等価格高騰対策として給付金事業を行いました。前年度に実施した住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業や、繰越事業の介護施設等整備事業などにより、前年度と比べて10.1%減の1億2,180万6,000円の減額となりました。

4款衛生費は、各種健診など住民の健康維持増進施策や、新型コロナウイルスワクチン接種事業の継続的な実施のほか、海岸や河川環境の保全、ごみ処理に係る経費、省エネルギー設備設置補助事業など支出し、決算額は6億5,007万1,000円となりました。清掃センター施設補修工事や、出産・子育て応援交付金事業などにより、前年度と比べて2.9%増の1,841万9,000円の増額となりました。

5款農林水産業費は、農業委員会経費や農業振興、水産振興対策に係る経費を支出し、決算額は8,144万4,000円となりました。種苗放流事業や有害鳥獣駆除事業を実施したほか、地域おこし協力隊による特産品開発事業や、飼料生産拡大整備支援事業、コロナ禍における原油等高騰への農業生産支援である農業生産費高騰対策支援補助などの実施により、前年度と比べ15.8%増の1,109万円の増額となりました。

6款商工費は、商工業振興のほか、観光イベントを再開するなど観光振興に係る経費を支出し、決算額は1億1,611万4,000円となりました。感染症対策を取りながら、ウィズコロナの下、町営プールの運営や海水浴場の開設など観光施設事業を再開したほか、地域ににぎわい回復を図るため、観光誘客促進事業や商工会補助を行ったものの、前年度の町民応援商品券発行事業により、前年度と比べて24.1%減の3,678万3,000円の減額となりました。

7款土木費は、町道の改良や補修、河川の維持整備、公営住宅の管理運営等に係る経費を支出し、決算額は2億1,417万8,000円となりました。橋梁長寿命化修繕計画の更新や、瀬張川橋、57号橋に係る橋梁補修設計業務、久保橋及び側道橋の橋梁補修工事などを実施したほか、大規模盛土造成地調査計画の策定を行いました。前年度のトンネル補修工事の影響はあるものの、岩和田団地解体工事などを実施し、前年度と比べて7.5%増の1,501万7,000円の増額となりました。

8款消防費は、広域消防及び町消防団の活動に係る経費を支出し、決算額は1億9,736万

3,000円となりました。前年度繰越事業の第1分団詰所の消防施設建設工事などにより、前年度と比べて23.8%減の6,173万5,000円の減額となりました。

9款教育費は、学校教育、社会教育の振興及び各教育施設の維持整備に係る経費を支出し、決算額は4億6,443万9,000円となりました。学校教育については、小中学校で教育用タブレットを購入し、デジタル化の促進と教育環境の整備を図ったほか、町独自の各補助金制度等により、引き続き保護者の負担軽減に努め、勝浦市への学校給食委託に係る勝浦市学校給食センター負担金を支出しました。また、後年度の小学校建設に向け、教育施設建設基金に1億5,000万円を積み立てました。社会教育については、公民館、海洋センター及びプール施設等維持管理に取り組み、長寿命化を図るため、公民館屋上防水改修工事や旧岩和田小学校防球ネット改修工事を行ったほか、各種教室や事業を再開し、住民の交流の場の提供と健康増進に努めました。教育費総額では、前年度と比べて9.9%増の4,183万8,000円の増額となりました。

10款災害復旧費は、決算額580万8,000円となりました。繰越事業の河川災害復旧事業に係るもので、前年度の町道災害復旧工事の実施などにより、前年度と比べて10.9%減の71万円の減額となりました。

11款公債費は、決算額3億6,584万7,000円となりました。平成28年度借入れの公民館アスベスト除去事業債が終了しましたが、平成31年度に借り入れた小中学校エアコン整備事業債、清掃センター施設改修事業債の元金の償還が開始されたことなどから、前年度と比べて4.5%増の1,567万4,000円の増額となりました。

なお、性質別歳出決算の状況につきましては、決算概要の10ページにまとめております。

以上、令和4年度歳入歳出決算の概要を申し上げましたが、決算審査意見書におきましてご指摘をいただいた事項につきましては充分分析を行った上で、今後、財政運営に生かしてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） ここで、綱島監査委員より監査報告をお願いします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） 私のほうから、令和4年度御宿町一般会計歳入歳出決算につきまして監査報告をいたします。

令和5年7月27日、28日、9時30分から役場会議室におきまして、貝塚監査委員とともに地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、諸帳簿等により精査、照合した結果、その計数

及び会計記録は正確であると認められました。

なお、詳細につきましては、令和4年度御宿町一般会計審査意見書により報告してございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井茂夫君） ここで15分間の休憩をいたします。

（午後 2時39分）

---

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時59分）

---

○議長（土井茂夫君） 引き続きまして、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

140ページの消防費の工事請負費で、予算額が469万2,000円、執行が64万9,000円で、不用額が404万3,000円あるんですけれども、これについては何か工事を予定してできなかったものかどうかお聞きします。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 今、田中議員さんのほうご質問ございました消防の施設工事、全体で469万円のところで、400万円を超える不用額が出ているというご指摘でございます。

これ、確かに非常に残念な結果ではございますが、具体的な内容で申し上げますと、高山田地先の防火水槽の撤去のものでございます。前年度から明許繰越で4年度に送らせていただいております、何度か議員協議会のほうでもご相談をさせていただいておりますが、そういういわゆる新たに土地の購入者が購入した関係で、防火水槽の撤去についていろいろなご意見をいただいて、町としても、また議会のほうともご相談をさせていただいた上で、今後の課題もしっかりと整理しながら、片づけられるものはしっかりと片づけるようにということで取組をまいりましたが、地権者の方との協議経過の中で、日がたつごとに条件がどんどん動いてしまって、事実上、実施の契約の段階に至らない状況でございました。

本来、こちらについては、補正予算で戻すなり、しっかりとした予算の手続を取るべきところなんですけど、一度、一旦繰越明許費で送ってしまいましたので、本来、契約をしてあれば、事故繰越という形を取れたんですが、明許繰越で送ったもののまま、そのまま契約が取れてい

ませんので、大変こういう結果になってしまったんですが、不用額で出さざるを得ないという結果でございます。

なお、執行いたしました64万9,000円につきましては、久保地先の民地に入っていた防火水槽の撤去になります。

以上でございます。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑はありませんか。

2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

もう一点お伺いします。もう一点は地方創生推進事業なんですが、移住・交流促進事業のお試し居住事業についてお伺いします。

この事業については、いろいろと紆余曲折があつて、我々が議員として初登庁したときからの問題でした。3月の一般質問の際に、まだ年度途中ではあつたんですが、実施の状況について質問させていただきました。その際、1月中旬から2月末までの間に6組のご夫婦が体験居住をしたという答弁をいただきました。

5か年の計画の中で、事業実施されたのが3か月間だったと。いろいろ住宅の補修とかいろいろあつたんですが、実際に稼働したのが3か月ですか、3か月間だったということなんですが、聞くところによると、まだ報告を受けていないので何とも言えないんですが、この事業を今停止されているというふうに聞いているんですが、それについてはどうなのか。

この事業、国の交付金を活用して始めたということなんですけれども、全額が交付金ではなくて、一般財源がかなり充てられているのではないかと思います。既に令和4年度終わって、今決算の審議をしているんですが、この事業についてももう既に閉鎖したというんですかね。停止していますよということを聞いていますので、この検証と評価がどのようにされているのか、なぜ報告がないのかということが1点と、この6組の方の状況を生かしたこのお試し居住事業をこれからどのように参考にして実施をしていくのか。これでこの事業はもうやめてしまうのかどうか。

我々、この議会でこの事業を含めたいろんな予算審議をしてきましたが、承認をしてきた以上、我々議員にも当然責任も発生するんじゃないかなということを考えています。ぜひこの評価と検証についてのご報告をしていただければと思います。町、財政困難ですから、これだけの投資をしていますから、今後どうしていくのかということをご答弁いただきたいと思ひます。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） お試し居住用住宅事業についての検証と今後どうするかというご質問だと思うんですけども、お試し居住用住宅事業につきましては、議員の質問にあるように、平成30年度から令和4年度まで5年間にかけて、町への移住希望者がこちらにお試し居住用の住宅として、生活体験や就職の活動、住居探し等を一定の期間滞在できる施設として整備させていただきました。

町内の空き家を整備した中で、先ほどお話ししたように、最終年度6組の利用がありまして、3組の方が町内に移住をされているところでございます。

その検証につきまして、事業については、5年間で総額1,526万801円ということで、地方創生の推進交付金等を活用しまして行ったわけですけども、令和4年度において事業として施設の契約更新の関係で、賃貸について継続交渉したんですけども、進まない状況でございました。そういった中で、デッコハウスの利用を最後の6組の利用がありまして、いろいろお話を伺った中で、今現在行っているのがお試し居住用住宅事業として、民間の宿泊施設を活用させていただいて、同じようなお試し居住用住宅ということで、生活の体験や就職等の体験に当たっていただく別の制度に切り替えてございます。

そういう中で検証ということでございますが、なかなか検証というか、最終最後の6組の検証となって、事業全体がどうだったかという検証もあるんですけども、6組についての検証はさせていただき、やっぱり御宿に住みたいという方がいた中で6組来ていますので、その中で3組が来たということで、事業全体がどうであったとか、いろいろな諸問題あったんですけども、移住者は御宿にはやっぱりポテンシャルがございますので、可能性は多いということで考えております。

お答えがちょっとうまくないんですけども、デッコハウスの在り方とかそういう検証については、今後やっていければなど。少し遅くなっているんですけども、今後含めてやっていければなどと思っています。今後につきましては、今、民間施設、宿泊施設を活用して継続して行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） ありがとうございます。この6組の中でも効果があったということなんで、ぜひそういうことは続けていただきたいなど。ただ、この6組の方々には、無償で宿泊利用されたということで、今後は、一応宿泊料はそれぞれで負担していただくというような、

そういう仕組みになっていくんですかね。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） 現状ですと、今お試し居住事業に参加された方については2,000円補助しております、1泊につき。有料でということになっておりますが、今後、最終的に移住の関係のまた新しい事業という総合的な中で、今後検討させていただければと思いますが、今のところ有料で実施しているところです。

○議長（土井茂夫君） ほかにございますか。

10番、堀川さん。

○10番（堀川賢治君） 10番、堀川です。

概要の11ページをお願いします。

ここにいろんな指標、財政指標が書いてございますが、私が一番気にして、昨年もそうですけれども、見ていますのは、経常収支比率、これが昨年もそうですけれども、80%台と非常に改善されているという数字が出ていますので、これを見ますと御宿町の財政は非常に豊かではないか、豊かとは言いませんけれども、民間でいったら資金繰りがよろしいと、こういうような一つの判断をするわけですけれども、ただ、その上に財政指標等が書いてあります。ここに御宿町の財政力指標、これは3か月平均ですが、これが0.39と。こども改善というか、いい財政状況となりますと0.5%ぐらいまでというのが一般的な費用だというふうに聞いております。

それともう一つは、自主財源比率が相変わらず40%前後。たしか昨年度のあれは39.幾らだったのではないかなと、記憶ですけれども。いずれにしても40%です。これもいかなものかと。

そういうようなことから見て、非常に経常収支比率が80%になったということは非常にいいことなんですが、今まで私が議員になってからも、その前もそうですけれども、95%前後、いいときで93%ぐらいが経常収支比率だったと記憶しておりますが、この88%をどう受け止めたらいいのか。

これは恐らくいろんな要素があるでしょう。コロナ対策とか、交付金とか、交付税の基準を変えたとか、いろいろあるんだろうと思うんですが、そこあたりのことと、それから現時点で財政課長にお尋ねしますけれども、この88.何%というのをどのように評価したらいいのか。これで来年、再来年、御宿町の財政は弾力性のある財政として判断していいのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） それでは、経常比率の88.4%についての考え方というか、どう捉えているかということでございますが、経常収支比率につきましては、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するという基本的な考え方はあるんですけども、昨年の決算で3年、4年と80%台になりました。

主な理由につきましては、国からの交付税の再算定による追加交付ですとか、デジタル推進関係の費用が分母部分で膨らんでおります。そういった中で、分子部分の物価高騰におけるコロナの再開も少しずつあった中での物件費や光熱水費はあるものの、現状としてこの2年間にしましては、そういった国からのデジタル化ですとか、そういった再交付、臨時的な経済対策に係るそういった交付があったことによって88.4%まで改善はされています。そういった中で今後このデジタル化が終わって、交付税のほうの減額や物価高人件費とか物件費とか、経常経費が上がる傾向が考えられます。

そういった中では、今現在もすごく厳しい状況に今後あるということで、いわゆるその交付税の配分とかいろいろあるんですけども、まずはそういった状況にありますので、引き続き、経費については抑制していく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 10番、堀川さん、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村でございます。

138ページ、消防のところですね。

先ほど、施設費のほうでもありましたけれども、上のほうの消防団絡みのいろいろ出ているところですね。不用額も結構金額が大きくなっていたりというところもあるんですが、コロナ関連で消防団の活動があって制限されていたからなのか、あるいは火事自体が幸い少なかったということなのかというあたりが1点と、消防団員の確保、今非常に苦戦しているところで、私も団員の一人として憂慮しているところなんですけど、その辺に関してどのような対処をされているのか、活動されているのか、団員確保に向けて工夫をされているのかどうなのか、その辺についてもお聞かせください。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） まず、今北村議員さんからのほうご指摘ございまして、138ページ、消防費のほうの不用額、それぞれの項目において多いのではないかとこのところござい

ますが、まず1点、旅費のところでは460万円ほどの不用額が出ております。これについては、ちょっと節の名称で申し上げますと旅費ということで分かりづらいんですが、消防団の方が有事の際に出ていった、出ていただいた場合とか、訓練のときの費用弁償の残りでございます。

こちらについてある程度多いときの実績ベースで、当初予算額ベースで取らせていただくんですが、どうしても年度末の段階においては、今年についてはちょっと残るかなと思っていても、何が起こるか分からないということで、こちらについてはどうしても最後まで予算のほうで調整できない。そういう中で460万円ほど残っております。

訓練の実施については、少しずつ北村議員さんご承知のとおり、分団の活動も再開はしておりますが、まだまだ例えば月1回の夜警はまだスタートをしていないとか、歳末夜警についても各分団、人数制限を設けているとか、そういったところでの出動数の減少。

それから、昨年については、火災が具体的には3件ございました。プールのところの旧住宅の須賀住宅のところですね。と、あとは月の砂漠記念館の近く、大野荘さんの近くのところでの火災とか、そういったところを含めて、あと七本地先の火災、合計で3件ございましたけれども、そういったところの出動に対して、これが幸いにも出動の回数が少ないということは、ある意味災害が少なかったというところで評価はできるんですか、予算の管理としては。今後まだまだ課題が残るかなというふうに考えております。

また、需用費等の分団のポンプ車については、従来まで定額で補助をしておりましたが、こちらについて消防団と行政のほうでお話をさせていただきまして、より効果的な執行ということで、かかった経費は基本的には分団に一部でも押しつけることなく、全て本来、車両の管理である行政が持つべきだろうということで、直接執行にさせていただきました。その関係で、従来までの額を十分確保はしているんですが、たまたま出動回数も少なかったり、そういう部分で車両の故障が予想よりも少なかったというところで不用額のほうが上がっております。

また、議員ご指摘のとおり、消防団の確保対策につきましては、現在、消防団員の実団員数147名でございます。定数からは少し大きく割り込んでおまして、具体的に先日も夜間の久保地先において住宅火災がございましたが、大体時間帯に限らず、曜日に限らず、平均して消防団の有事の際の出動数の割合がおおむね半分、50%程度で、毎回の実際のところ推移をしております。

そうしますと、事実上毎回の災害で出動していただいている方が、休みの日であれ、深夜であれ、おおむね70から80名ぐらいの方の消防団の方に出ていただいております。当然のことながら、多ければ多いほど安心ですし、長くなる勤務の場合には、やはり交代要員も必要ですし、

そういう部分では、引き続き課題が残ります。

従来からいろいろ議会のほうでも、例えば女性まで含めて、幅広い議論で消防団の確保をしていく必要があるというご助言はいただいております。そうした中で、消防係のほう、消防主任を中心に、やはり消防団活動への理解をやはり家族や周辺の方に理解をいただくことがやはり一番の加入促進につながるのではないかとこのところ、消防主任中心に、いろんなソフト面から取組を開始をしました。そういうところで、例えば具体的には、こども園や小学校のほうに例えば消防車を持っていきまして、低学年中心ですが、具体的に消防車に触れる機会を設けて、保育園生で申し上げますと、交代交代で保育園の敷地を一周回るといような、そういうイベントをやっております。

そういう中で、男の子も女の子も、いわゆる消防団活動に興味を持っていただく、そういうところから始めて、お父さん、お母さんまで含めて消防活動に理解をいただく中で、参加を促そうという取組を行っております。

まだまだ具体的には、令和4年度の加入団員数でいきますと新規が2人で、5年度になって新規で1名ということで、まだまだ全く足りていない状況ですが、少し明るい兆しとして挙げますと、これまで学校の小学生とかに防火ポスター展等で書いていただくような取組をずっとやっておりますが、そういう取組を始めた結果、まだまだ実数としては少ないんですが、これまで防火ポスター展の参加されるお子さんがおおむね10人ぐらいだったことに対して、そういう取組を開始してから25名ほどがポスターを出していただくような、少し動きが見えてきた傾向がございます。

そういうところの取組も、今年度もまた引き続き係のほうでいろいろ検討して、例えばステッカーですとか、そういう部分も消防エビアミーゴ等もデザイナーの先生に書いていただいて、そういうグッズも配るなどしながら、消防活動にまずは小さい子どもから関心を持って家族の理解をいただく、そういう取組から始めていきたいというふう考えております。

以上になります。

○議長（土井茂夫君） 11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。

関連ですけれども、布施小のほうでも先日、子ども会の花火を校庭でやろうという活動に、じゃ、ちょっと大げさかもしれないけれども、消防車を出して、何かあったら俺たちが見守っているかなということで8分団のほうでもそんな形でちょっと子どもたち、学校さんなんか協力しながら、課長おっしゃっていただいたとおり、地域の理解を得るといのか、お父さんた

ちが頑張ってくれているんだなという姿を見せていこうみたいな活動もしていますので、役場のほうでも同じような思いで活動を、いろんな企画をされているということはすごく喜ばしいことだなと思います。連携しながらやっていけたらなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございますか。

（発言する者なし）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第11号は原案のとおり認定することに決しました。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第19、発議第1号 御宿町議会基本条例の制定についてを議題といたします。

提出者、堀川さん、登壇の上、提案理由の説明をお願いします。

（10番 堀川賢治君 登壇）

○10番（堀川賢治君） 10番、堀川です。議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

発議第1号 御宿町議会基本条例の制定について。

令和5年8月18日。

御宿町議会議長、土井茂夫様。

提出者、御宿町議会議員、堀川賢治。

賛成者、御宿町議会議員、高橋金幹、岡本光代、立野暁広、3名でございます。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法112条及び御宿町議会会議規則第14条第2項の規定に

より提出をいたします。

提案理由についてご説明をさせていただきます。

御宿町民の意思を把握し、町政に反映させる町議会は、町民の代表機関であり、町の意味決定機関であって、日本国憲法に基づく二元代表制の下、町長と議会は町民の負託をさらに重く受け止めて活動し、町長は執行機関として、議会は合議制の議決機関として、それぞれの異なる特性を生かしつつ、緊張関係の下で論点、争点を明確にしながら、最良の意思を決定することで、町民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指していく使命が課せられております。

よって議会には、これまで以上に監視、調査、政策提言及び立法、自治体は条例制定ですが、の機能強化が求められ、積極的な情報公開を率先して行うなど、より一層町民に開かれた議会を実現しなければなりません。

このようなことから、この崇高な理念と目的を達成することを誓い、ここに御宿町議会基本条例を制定するものであります。

制定内容について若干触れさせていただきます。

前文は、ただいま提案理由のところでも申し上げたとおりでございます。

その前文に基づいて、第1章、総則として、目的として、第1条、この条例は、御宿町議会運営の最高規範として、議会における規範事項、ルールですね、を定めることにより、議会がその機能を発揮し、町民の負託に応え、町政の発展及び町民福祉の向上に寄することを目的としております。

ここでいう最高規範とはどういうことかといいますと、付け加えておきますが、この最高規範については、2000年の地方分権一括法が施行されたのを受けて、2006年に栗山町基本条例策定がされました。そのときに、北海道大学の神原教授が、この条例は憲法94条に基づいて、この議会運営ルールを議会基本条例として基本法化するというのでこの条例が出来上がっております。いわゆる議会基本条例は親法といいますか、根拠法は憲法94条です。ということも申し伝えておきたいと思っております。

第2章、2条ありますが、議会及び議員の活動原則をうたっております。これをぜひ見ていただきたい。

第3章につきましては3条ありますが、町民と議会との関係をうたっております。住民説明、あるいは議会報告会、意見交換等により開かれた議会を持つと、これが第3章でございます。3条あります。

第4章は4条あります。議会と町長との関係、これは簡単に言いますと、先ほど前文のところでも述べましたが、二元代表制による町政運営をうたっております。

第5章、議員間の自由討議となっております。自由討論ではなく自由討議です。ですから、賛成、反対を決める前に審議を重ね、審議をし、議論を重ねるとというのがこの議員間の自由討議です。これをうたっております。

第6章、これは5条ありますが、議会の組織と運営、議会運営ルールを遵守する。そのための議会研修を重ねていかなければならないということを第6章でうたっております。

第7章、議員の政治倫理、議員定数及び議員報酬。第7章で政治倫理、御宿町にはまだ政治倫理ができておりませんが、これをこの条例の中に入れていくと。

第8章、議会事務局等の体制整備。条例をつくったり、議案をつくったりしますと、今の体制では無理です。そういうレベルの高い議会に持っていくということが我々の議員としての務めではないかと思いますが、そういうときには体制づくりまでしていけないということも含めておきたいと思います。

第9章、条例の位置付けと見直し手続きとなっておりますが、先ほど申し上げましたとおり、この条例は、御宿町議会運営の最高規範だということを頭に置いて、これは9章の21条にも最高規範としてという位置づけをしておりますので、これをぜひお互いに確認したいと思います。

最後に附則としては、この条例は公布の日から施行することと、この条例の制定によって、影響のある条例の一部の改正を行うものとする。

以上でございます。

最後に付け加えておきますが、これには3度にわたって現土井議長にも住民請願が上がっております。これは、先ほどこの前の前回の議会の際に議員定数削減がありました。これも見事に住民請願に応じております。それと同列で、議会基本条例も住民請願が、現議長には令和2年だったと思いますが、住民請願も上がっておりますので、付け加えておきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。

議会基本条例という条例は、ほかの一般的な条例とはかなり性格が異なりまして、いわゆる議会という一つのチームとしての住民の皆さんに対する意思表示であって、誓いであって、お

約束、私たち議会は、チームとして皆さんとこういう約束をしますと、こういう議会を目指してこういうことをひとつひとつやっていきますという約束を高らかに宣言するという性格の条例です。

したがって、議会基本条例というのはこれといった決まった形はなくて、おのこの議会在が自らの思いとアイデアを盛り込んで制定すべきものであって、その制定までの過程、プロセスが非常に重要であるというふうに言われています。私も全くそのとおりだと思います。

そこで、提案者の方に質問です。今回提案された条例案の作成にあたっては、どのようなメンバーがどの程度の回数、時間をかけて案を練られたのでしょうか、教えてください。

○議長（土井茂夫君） 10番、堀川さん。

○10番（堀川賢治君） これにつきましては、この1年間、いや、この1期ですね、4年間を見ますと、新しい方がメンバーに入られたときに、たしか11回勉強会をやっているつもりです。その中で充分理解いただけたか、充分でなかったかということについては、ご本人の受け方だと思いますが、その前に、私が第1期の議員になったときに、議会改革特別委員会というのをつくって、そこでも2年間、議会改革の中身をやりましょうということでやったんですが、残念ながら入り口だけで中へ入っていかないと。ということは、当時の議員さんの何人かは、それはまだ早いんじゃないかと、今までどおりでいいんじゃないかと、こういうふうなご意見があったように聞いております。私もそのメンバーの1年生でしたが、そのメンバーの副委員長に任命されて。

（北村議員「議長、ちょっとよろしいですか。ちょっと質問の趣旨と大分離れているので、訂正というか」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 堀川さん、いいですか。

○10番（堀川賢治君） 私が聞かれたのは、どういう方とという話ですから、これをもってきたのは、そういうメンバーとそういう話合いをしてきていますよと。その前に新しい方になられる前、私が1期生のときは特別委員会をつくっております。そういうことで、経過としてはやった。この問題について取り組んできましたということをご理解いただきたいと。ほかにやったのは……

○議長（土井茂夫君） 11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。

ちょっと質問が曖昧だったかもしれません。今回のそういった経緯は、私も充分承知しています。勉強会にも全て参加しておりますので。私が聞きたかったのは、今回提案された条例の

条文ですね。この内容、具体的な内容に関して、どういったメンバーで、どの程度時間をかけて練られたのか。

拝見しますと、お隣の勝浦市さんの条例をベースに、少し手を加えられたというふうにお見受けしますが、どういったメンバーでどのくらいの時間をかけて、回数をかけてこの条例文の案を練られたのか、教えてください。

○議長（土井茂夫君） 10番、堀川さん。

○10番（堀川賢治君） これにつきましては、具体的にということなのですが、参考資料としては、茂原それから大多喜、それから勝浦と。といいますのは、その条例も全部法的な裏づけは全部クリアしてきているというふうに私ども見ておりますので、それを基にして、現状の御宿町の議会にこれを取り入れるためにはどういう条例が必要かということで、法律に違反しない、法律の範囲内で、それから今までこの基本条例ができているところを参考にしながら、私と高橋さんとそれから土井さん、それから事務局長を入れて、具体的な条文をつくるにはそういう形でつくってきております。それでよろしいですか。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 今のご説明で、具体的な時間や回数はお聞かせいただけませんでした。堀川議員、高橋議員、土井議員、この3名の方で具体的な条文を練られて、提案されたということ承りました。今私、初めて聞きました。

議会基本条例の性質上、本来であれば、まずは条例制定に向けて、制定までの流れや制定時期、大まかな方向性などについて十分に議論して、そして議会が一つのチームとして合意形成をして、それから具体的な条文の検討に移るべきではなかったのかなというふうに思います。

何度も申し上げるように、議会基本条例はチームとしての議会の方針ですよね。それを定めるものですから、これどう考えても一部の議員、11人ですけれども、のうち3名の方で練られるというのは、非常に理解できないかなと思います。

なぜそういった手順を踏まずにこの3人だけで条例の文案をつくって、そしてこの改選前のこの時期にこういった形でご提案をされたのか。何か思いがあつてのことだとは思うんですね。非常にある意味、強引とも受け取れるような、どうしてもこの時期に、今しかないんだということも伝わってきます。なので、なぜ今回こういった形での提案になってしまったのかについてももう少しお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 10番、堀川さん。

○10番（堀川賢治君） これは話をすると長いのではしょって話をしますが、研修会とか、あるいは話し合いとかというところで、この条例についてほとんど質問を受けていないんですよ。こちらから説明はするけれども、それに対してこの1条はおかしいんじゃないとか、これはどうだとか、これは御宿に合わないんじゃないとか、こういうような意見がほとんど出ておらず、ゼロです。11回重ねても同じことなんです。この状態を続けていったら、何年たっただけで御宿町にこの基本条例は発生しません。

私は今、危機感を持っていますのは、今皆さん、この世の中は変化していますよ。変わっているんですよ。自治体は人口減少に苦勞している。これによって財政も厳しくなっているんです。低成長時代です、今。今までどおりで、あるいは現状維持で改善できるんですか。町政を変える、町政を変えると云いますけれども、町政を我々を変えるには、隗より始めよという言葉がありますけれども、議会が変わっていかない限りは町政を変えることはできないんですよ。

今先ほど、財政問題の質問をしましたがけれども、そういう意味で、この世の中は変化しているんですよ。5年も10年も待てないんですよ。そういうことから、この条例はもうこのあたりでスタートさせようということが第1点。

これを追っかけてきているのが地方自治法の改正なんです。何回も私はこの話はしていますがけれども、2000年に地方分権一括法が施行されたじゃないですか。そのときにいち早くこれに飛びついたのが栗山町なんですよ。しかもこの栗山町の条例をつくったのは、当時の議長と当時の議会事務局長でつくったという記事も見ております。もちろん北村さんから話があったとおり、議会へ報告をしていくわけですから、最終的には、そういうことで、この2000年に地方分権一括法の施行がされて、地方自治体に国は何を求めたかということ、自主性と主体性を求めているんです。

国から指示を待つんじゃなくて、自主性と主体性をちゃんとやりなさいよと思って、こういうことを求めて、これによって地方議会の役割は極めて広範囲にわたり、その責任は重くなってきました。今までどおり過去はこうだと。現状維持、これで対応できますか。できないですよ。変わらなきゃいけないのは議会なんです。

3番目、行政や政治に携わる者は、住民のために世の中の変化に対応していく責任をしょっているんです。私は政治家として御宿町の責任をしょっているわけです。行政の人は、行政マンとして御宿町の責任をしょっているわけです。町長は政治家であり、同時に執行機関のリーダーなんです。こういうことで政治や行政に携わる者は、住民のために世の中の変化に対応していく責任をしょっておると。議会は、町政運営の両輪の一端を担っているんです。町政運営

ですよ。議会運営じゃない。町政運営の責任の一端をしょっている。

議会はこの責任を果たすために、今までどおり現状維持の議会では対応できませんよと。待ったなしで来ているんですよ、もう。これからあと5年、10年先にやるんですか、この条例を。御宿町、どうなりますか。そこで、そういう意味で議会改革が必要ではありませんか。議会運営のルールづくりをしましょう。これを法規制にしたのが議会基本条例なんです。

私が1期のときに、去った人たちの悪口は言いたくないんですが、こういう問題が、大きな問題が出てくると必ず先送りしてしまう。先送りして得したことは何もないんですよ。一日でも早く解決していかなくちゃ駄目なんです。一つのルールをつくりながら、その都度その都度、必要に応じて改定していけばいいんですよ。これは条例であって、法律じゃないですから。我々は法治国家で生活しているわけですから、ぜひ御宿町にも議会運営のルールが必要です。

いち早くそれによって町政運営に我々は貢献していくと。その結果、町民に対して、町民の福祉や生活に対して支援できるわけです。それが我々の責任じゃないですかということを申し上げて、終わります。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑はございますか。

7番、貝塚さん。

○7番（貝塚嘉軼君） 7番、貝塚。

私は皆さんの知っているとおりに、今期で辞めるわけでございますけれども、この先ほど、栗山町は名前が出ていましたけれども、御宿町議会は、この栗山町はこういった条例をつかったよというニュースを聞いた。すぐさま視察研修で伺いました。

そうしますと、どうしてこれをつくらなくちゃいけなかったかという理由は、あそこの町は部落、部落から代表が集まって議会構成をずっとしてきたと。そういう中で、力のある議員さんが出ている地域においては、やはりそれなりの議員さんが情報を流すけれども、ほかの地域から出たその地域地域によって情報がまちまちであるというようなことで、これでは町の発展はないんじゃないですかという声が出てきて、それで、それを一つにする。そして、皆さんでのAの地区、Cの地区の人がBの地区へ行って、住民といろいろ話をしましょうよ。聞きましょうよと。AはAだけにお話するんでなくて、その地域以外の人が行って話をしましょうと。それで、町を一本化しましょうというようなことが根本にありますということだ、そういう説明を聞いた。そうしなくちゃいけないんだということで、当時の方がこれをつくったと。

私ども行ったときに、じゃ、御宿はどうなんだと。それぞれの地域を代表して議員さんが出ているわけじゃないですよ。町内全域からそれぞれが選ばれている。ですから、やれ御宿台だ、

やれ新町だ、やれ岩和田だと。だから岩和田のことだけをやればいいんだとか、あるいは新町のことだけやればいいんだというふうなことじゃなくて、御宿はそんなことをしなくたって、たった16人か8人の中で話合いができない。そこへ行って、そのことに関して困っていれば、そこにみんなして行って手を貸すのが普通だろうと。わざわざそういうのをつくなくたっていいじゃないか。これからは、全て話合いでやっているんだから、御宿はそれでできているじゃないかというような話も当時ありまして、帰ってきてからそういう条例はつくらなかったと。

そして、その都度、議会として必要なことはやっていきましょうよ、話し合っていきましょうよと。それで、いろいろとこれも、あれも、これも慣例に従ってきたけれども、地方自治法の議会規則の中でこうなっているので、それを尊重しましょうよということがやってきています。

そして、町民に対する情報というのは、議会だよりできちっと情報提供しています。あるいは、個人の後援会が皆さんに情報提供しています。そして、コミュニケーションを取って今まで来ています。

そういう中で、先ほど堀川議員が言ったとおり、委員会も開催しまして、五、六回の協議を重ねて、まだ今つくらなくてもいいんじゃないかというような結論で、要は話合いで全てが解決できるんじゃないかというようなことで、町に対しては、私はもう最初から行政、町長だけ、行政だけが町を運営するんじゃないかと、議員も一緒になってやるんですよということは先輩から教わって、それは当たり前のことであって、ですから意に沿わなくても、時には議論を交わして、お互いの意見を尊重し合って、賛成、反対の立場というものも行ってきたつもりでございます。

これについて今、議長と高橋議員と3人が話し合っつくるといことで今回出されて、たしか先日の協議会か何かで、いや、議論が煮詰まっていないからというような意見があって、協議会を経て、もう1か月しかないのに、任期が切れるのにどうやってそういった委員会をつくってどうするのかと。

要は、要するに提案するのは自由ですから、提案して、それに賛同して、いいことだと思えば賛成すればいいんであって、提案しなさいよというようなことを私は言ったような記憶があるんですけども、そういうわけで、今ここでどうこうじゃないんですよ。今まで議員は、じゃ、町に対して議会がこういうことをしたから、町民に対してこういうことをしたから駄目だったんだよと、議員は何なんだよと、というようなことの事件があったかどうかということ、私はそういうことはなかったような気がします。

ですから、ある一定のことは、ちゃんと議員に自治法で決まっています。あります。それをわきまえて、そして、自分たちの地域においてはどういう関わり合いを行政と持っていったら、町民と町が豊かになっていくんだらうかということを常に念頭に思って行動していれば、私はそんなにここまでやらなくたって、ここまで、これと同じことは既に毎日、我々議員として心構えて、そして行動を起こしているというふうに私は思うんですけれどもね。

ですから、ここまでしなくても。でも、これから新しい人たちがいろんな考え方で、いろんな人が出てきます。それらをやはり一つの方向性としてやるというのであれば、今度選ばれてくる10名の議員さんの中で、最初からご指導して、こういうことでこういうことはどうだらうかということをやっていかれたら私はいいと思うんですね。

ですから、ここにおいては出されましたから、賛否は取るんでしょうからいいんですけれども、私が長年、三十何年、伊藤さんと一緒にこうして過ごしてきた中で、危惧するような、堀川さんが危惧するようなことはなかったように思われるので、一言話したいということで、別に堀川さんや高橋議員や議長が話し合っただけで出されたことに関してどうこうじゃないんですけれども、今までやってきたことを何か全部否定されちゃうような、これをつくることによって今までやってきた、じゃあ今までいろんなそちらにいる人たちも、我々を補佐して、事務局長として、ほとんどでしょう、もう前にいる人。みんなそうでしょう。

ですから、そういう人たちも、全く地方自治法にのっとる議員としてのそういうことを、決まり事、そういうことを、こういうことをしちゃいけない、こういうことはいいですよというようなことをきちっと調べて、横道にそれないようにちゃんと道しるべをつくって、私たち議員を導いてきてくれたというふうに私は思います。

ですから、これがいけない、いいじゃないんです。もう新しい議員が誕生するんですよ、1か月後には。だから、その人たちで新しいこれからの時代に対してやってもらいましょうよと。私はそういうふうに思いますね。

ですから、反対討論でも何でもありません。ただ、堀川さん、高橋さん、議長に対してどうなんだろうかと。急ぐ必要はあるんですかと。どうしても今決めとかなきゃいけないんですかということだけがちょっと心に引っかかったから、余分なことかも分からないけれども、お話をさせてもらいました。それだけです。

○議長（土井茂夫君） 10番、堀川さん。

○10番（堀川賢治君） 私は質問を受けるほうだから、反論していいかどうかちょっと迷ったんですけれども、一、二反論させてもらいます。

いまだに議員さんの口からも何回か聞いておりますけれども、御宿の議会は何をやってんだと、何をやっているんだろうかと、我々は見えないと、こういうような声がまだいまだにあるんですよ。ということは、じゃ、私たちが議会として町民に本当に向き合ったことがあるかどうかなんです。

個人的にはそうでしょう。私も後援会の人たちは毎日みたいに会っておりますから、私の後援会の人たちの中には、そういう私がどういう考えを持って議会に携わっているかということについてはよく分かっています。しかし、一般の人からは、今私が申し上げたような議会は何をやっているんですかと。賛成だけですかとか反対だけですかとか、私も時々セブン・イレブンへ行ったり、おたやへ行ったり、買物していますけれども、呼び止められてそういうことを聞かれるんですよ。

ですから、私は、いまだに住民から議会は何をやっているんですかと、今何をやっているんですかと聞かれるんだったら、我々はもうちょっと住民に近いところへ行かなきゃならないんじゃないですかと。

この条例の中にも入っておりますけれども、議会報告会とか住民説明会とか、最低でも予算決算の本議会後は、町民に知らせる機会を持たなきゃいけないんじゃないかと。これもこの条例の大きなポイントなんです。

そして、そこで説明をして、住民から今度は声を聞いて、それを我々は二元代表として町長にぶつけていくと。こういうやり方をしないと、住民の方からいまだにそういう声が聞こえておりますということの一つ。

もう一点だけ言わせてください。先ほど、新しいメンバーができてからでいいじゃないかと。これも一つの方法かも分からない。反対はいたしません。しかし、また一から始まりなんですよ、その人たちは。今の1期生の方、私は2期生ですから、その方と11回勉強会をやったんですよ。同じことをまた繰り返されるんですよ。これは4年に一回変わるわけですから、どこでか、私どもは2期やっておりますから、これを何とかしなければ、また同じ繰り返しが続いていくと。1期生にされちゃうと、恐らく議会のこと、政治のことが分かってくるのは後半になってくるんじゃないかなと。政治のことについての。

そういう意味で、私は早めに条例をつくって、新しいメンバーが増えたら、それに対しては勉強会や研修会をやっていかなきゃいけないですよ。これは、この条例の基本的な考え方なんです。それによって、我々は自治法から与えられている二元代表制をしっかり守っていかないといけない。町政運営に大きな影響を与えていかなきゃならないというのは、我々議員の仕事

じゃないですか。

以上。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

私も1年生議員です。11回勉強会を開きましたというお話でしたが、初めから基本条例をやりますという話ではなかったです。その話が出たときに、私は新人議員として、議員としての資質を高めるべきではないですかという意見を何度も言わせていただきました。そのときに出たのが、議会報告をするとか、議員としてどのような活動をしているかということを知民に知らせるべきじゃないかという、そういう話の中で、これは基本条例があるなしにかかわらず、それぞれの議員の資質でやるべきではないですかということを堀川さんには何回か申し上げてきたつもりです。

結局4年やってきて、議員として我々が本当に発言しているのかということをお私、皆さんに聞きたいです。議会は賛成、反対の意思表示をするだけじゃないかということも確かに言われています。議論も何も、ここでは、この議場ではそういうものが見えないと。やはりここで皆さん発言しなければ、議会としての仕事はしていないんじゃないかと。でも、それは基本条例を制定しても同じだと思うんですね。議員としてやるべきことを今まで4年間やってきましたかと逆に言いたいです。

堀川議員さんにも議会報告すべきじゃないですかということもお話ししましたよね。機会がないというお話だったんですけども、機会はどこでもあるんじゃないですかというお話もさせていただいたことがあります。個人的にできますよというようなお話だったので、じゃ、それは自分たちで、私は議会報告ということで後援会だよりを出したりして、皆さんにお配りしたりしています。でも、この条例を制定して、じゃ、皆さんそういう活動をされるんですかというのが一番の私は不満というか、やれるのかなというのがちょっと思いがあります。

だから、その前に、資質をもうちょっと自分自身を上げていかないと、条例ができて、じゃ、条例どおりにやりましょうというのはなかなか難しいんじゃないかなというのが、これは私の考えです。前から勉強会で申し上げていることをまた再度今日言わせていただくんですけども、議員が変わらなければ議会は確かに変わらないです。議会が変わらなければ議員は変わらないと言いますが、議員が資質を変えなければ議会も変わらないと思います。もっともっとここでいろいろ意見を言うべきではないかなということをお初めてこういうことを言わせていただくんですけども、ここで新人、1期生議員なのにあえて言わせていただきました。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 10番、堀川さん。

○10番（堀川賢治君） 今回の田中さんの発言にちょっとお答えしておきますけれども、この基本条例を1条から22条かな、まであるんですけども、これをぜひ本気になってこれを読んでいただきたいんですよ。そうすると、今おっしゃったような疑問点は全部ここにうたっておりますよ。ありますよ。

私の報告会の問題も出たんですよ。私は1期のときは、年に2回報告会をやっている。大体1回に60名から70名の方がお見えになります。年に2回です。予算議会と決算議会でやっておりますよ。そこで、私がまず議会でこういうことをやっていますと説明をして、それに対して町民の皆さん方の意見を求めたり、時には私も答えられないのもありますから、それはペンディングして、明る日、本人のところへ説明に行きます。そういうふうにして私は、ちょうど8回できるところを7回で終わったのは、コロナに引っかかっちゃったんです。コロナとたしか選挙か何かに引っかかって8回目はできなかったんですが、1回だけ文書であれしましたけれども、そういうことで、先ほど、住民との対話というのは議会報告会でありますし、説明会であります。

その中で、住民から本当の意見を聞ける。一対一じゃなくて、本当にそこに集まった人たち、60人とかそういう人たちが集まった中で意見が出ますから、これは本当の意見が出るんですよ。私に対しての強烈的な意見も出ますし、議会全体に対して意見も出ますよ。そういうことで、この条例を本気で理念から、目的から、1条から22条まで読んでいただきたいんですよ。その上で早いとか、新しい人が来てからでいいじゃないかとかということだったら話は分かるんですけども、私たちはこの条例については、私は27年にこの条例を知っていますから、議員になる前ですよ。

だから、議会改革を掲げたというのは、議会を変えなきゃいけない。それにはこういう条例をつくらなければいかんということで、私は27年の9月の選挙に出たわけ。そういうことで、ぜひ今おっしゃったようなことであれば、この条例を本気になって1条から読んでいただきたい。その上で今つくるのが早いのかどうかということもあるだろうとは思いますが、反論していただくんだったら、その上で、反論はいいことだと思うんですよ。もうそれは私も反論するほうですから、ぜひ私は提案者として、この条例に書いてあるようなことをぜひしっかり受け止めていただきたいということです。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございますか。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 何度も申し訳ありません。ただ、非常に大事なことですので、このやり取りでこの後議決をして、これが成立するかしないかと、我々の問題ですから、これ執行部の皆さんに大変申し訳ないというか、もっと前段で本当はこの議論を深めてくるべきだったと思いますが、それをちょっとお急ぎだということで、この場でという形になってしまったので、やっぱりお伺いしなきゃいけないことはお伺いしたいと思います。

まず、今、田中議員のご質問に答える形で、堀川議員、議会報告会に関してのお話があったと思います。よく条文を読んでほしいというお話でしたが、私は勉強会にも全て参加させていただいて、もともと関心もありましたし、いつかはいい形でつくりたいという気持ちがあって当然参加しておりましたので、勉強会の中でも何度も申し上げたと思いますが、議会基本条例でうたう議会報告会というのは、お2人が今お話しされた議員個人でやる議会報告会ではないというのが一般的な解釈であり、当然この第5条の文面もどこでしたっけ。「議会は」と、主語は「議会は」になっています。

これは、今お2人がお話しされたような内容の報告会であれば、主語は「議員は」になるべきであって、そうではない。つまり議員個人としての報告会は、各自が当然やればいい。必要だと思えばやればいい。でも、そうではなく、私が再三申し上げているように、議会が組織として、一つのチームとして、町民の方々に対して、今回の議会はこうでしたというふうに報告する。それは全く意味の違うことなんですね、と私は思います。というふうに言われています。

なぜなら、議員個人の報告会は支援者が集まり、そして議員1人のある意味、偏った見解が話される可能性がある場ですが、議会としてやるここでいう議会報告会というのはそうではない、あくまでも組織として、チームとしてこういった結論を出しましたということをお知らせする場なんですね。

ですので、非常に言うのは簡単だけれども、やるのは難しいということで、こういった形で条例を制定された自治体は、非常に苦労しながら、でも、難しいことにチャレンジしようということで、みんなで合意して、そしてその難しいことにチャレンジしているというふうに伺っています。

我々は、まだそのステージには立っていないんですよ。本当に難しいと思います。でも、私はチャレンジしたい。だからこそ条例をいきなりつくるのではなくて、まずやってみようよと。難しいと思うけれども、でも、まずやってみましょうよということはずっと申し上げ続け

ていたと思います。簡単にはやれないことを、まずチャレンジしてみて、ああ、これだったらやれそうだね。それから条例化する。でないと堀川議員、高橋議員、引退をご表明されていますけれども、残される側は非常につらいです。

というのもこれ、条例、つくりっ放しでは許されないんですよ。つくったからには、毎年評価検証をする必要が出てきます。ひとつひとつ、どこの自治体もつくった自治体はやっていますよね。ひとつひとつこれはやれているかな、やれていないかな。やったことのないことがたくさん書いてあります。本当に難しいことがたくさん書いてあります。でも、やりたいですよ。でも、やる前から全部条例に上げて、毎年検証して、毎年バツがつく。そんな形を引退される方が残していくというのは、やっぱりちょっとつらいかなというふうに思います。

であれば、まずはやってみようよ。私は先月、先々月やった議会と若者たちの意見交換もその一歩手前のチャレンジだと思っています。個人でやるのではなくて、議会として、チームとして町民の方たちに向き合うという最初の一歩だと思っています。そういったことをやはり時間がかかってしまうのは大変申し訳ないと思うんですが、これはやっぱり省略はできないんじゃないかなというふうに思います。

そして、もう一つ提出者にお伺いしたいのは、これ、条例の中に読み込んでほしいという熱いメッセージがありました。私なりに一生懸命、当然勉強会のと時から隣の勝浦市さんの読み込んでいます。この中で、第5章には議員間の討議があります。2号には、「議員は、議員相互における討議を通じて合意形成に努め」とはっきり書かれています。我々、この基本条例に関して、これできたでしょうか。全然できてないですよ。簡単じゃないですよ。でも、やれるようになろうとももちろん僕も思っています。だから、もっと議論をしてからつくったほうがいいということはずっと言い続けてきたつもりです。

この今のこの議会報告会含めて、やれることをやれるようになってからでいいんじゃないかということと、それから、合意形成も含めてやれるようになってから条例化してはどうかという問いかけについて、改めてお返事をいただきたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 10番、堀川さん、ちょっと時間も、堀川さん、すみません。時間も大分たってしまして、ここでちょっと休憩15分入れたいと思います。

○10番（堀川賢治君） 休憩の後でいいですか。

○議長（土井茂夫君） その後にまたお願いします。

15分の休憩といたします。

（午後 4時20分）

---

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時38分）

---

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口です。

3期生議員の自称自由人とかチャレンジャーとか、議会基本条例に関しては別に悪い条例ではないと思うんですけども、やはり議会基本条例を制定するからには住民基本条例、ましてや執行部の方々と相談して、3人の方々の密室でのこれは大変な条例文ですけども、これはほとんどパクリみたいな感じに受けますけれども、それはそれとして隣の北村議員と同じなんですけれども、プロセスが今回なさ過ぎで、僕は堀川議員にも何で議会定数のときに一緒に出さなかったのかということも言った記憶があるんですけども、まして今期この条例文に関して、これを僕は初めて見たんですけども、今日、全く開けていなかったの、数日前にもらってあるんですけども、これは委員会は開かれていないですよ、僕の記憶の中には。

1年生議員の勉強会は勉強会、ベテラン議員、中堅とか私も参加しなかったんですけども、参加する意味がないと思ったから、僕はちゃんと議会に入る前に議会手帳を隅から隅まで読んで上がってきて、全然漏れもありますよ。全く分からないことも多くて、1期、2期じゃ正直議員としては全くやっぱりまだまだ成熟できないような、年齢に問わず、僕は48で初当選して12年目が終わろうとしているんですけども、3期目でようやく執行部の皆さんとか町長への質問だとか、いろんなやりくり、そういうのが何となく慣れてきたかなという感じで、首長の一人の執行権がある人と議会側の今回10人になっていますけれども、10人の立ち位置というのは、やっぱり全然違うと思うんですね。

これは基本的に政治家の多選とか年齢制限は条例で定められないんですけども、自分の中で持っているものはあるので、僕もその時期が来たら即刻辞めようかとは思っているんですけども、元に戻すんですけども、今回全く議会基本条例に関しては委員会もつくらず、つくらずではなく、つくれなかったというほうが時間もなくてみたいな、でも時間は4年間の中であったはずで、前々回から堀川さんの思いは知っているので、それはそれとして立ち上げられなかったのはご本人の問題で、我々もう一回今度もまた挑戦はしますけれども、あまり机上の空論とか、そういうできもしないことをやるよりも、先ほども隣の議員が言いましたけれども、

まずは実践でやるべきことをやっていって、それからでも別に充分だと思うんですね。

まして大多喜、御宿議会の研修会で3年前ぐらいですか、コンサルの先生がこういう質問をしたんですけれども、議会条例は今必要ですかみたいなことを言ったんですね。いや、昔はみんなつくったけれども、今はつくっている市町村はほとんどなくて、つくらないでいいというあれじゃないけれども、ほとんどないですねみたいな冷めているようなことを言われて、ちなみに一つ堀川さんに質問なんですけれども、全国とは言わないんですけれども、千葉県の町村で最近これを制定された町村があるのかどうか、それをご存知かどうか、まずそれを一つ。

○議長（土井茂夫君） 10番、堀川さん。

○10番（堀川賢治君） 今の質問ですが、今全国は983ぐらいですよ、自治体で。今、盛んにこの条例をつくり出したのは、県議会がつくり出していると、これは私が情報を集めていますので、市町村議会よりかは県議会が今この条例をつくり出したと、インターネットで引っ張って私も聞いております。

そういう状況で、今やはりそれぞれの自治体は困っているんですよ。過去の慣習でやっている議会というのは、もう今の時代についていけなくなっているということで、その先生方のレポートを読むとついていけなくなっているんだと、だからまず法治国家なんだから先にルールをつくって、それに従って運営していくのが正しいやり方じゃないかというのがだんだん普及してきて、地方自治体が市町村では小さなところで、できるできないもあるんでしょうが、県議会が今それを一生懸命採用し出したということを、法治国家として我々は、先ほどどなたかのまず先にやってというの、ルールのないことはできないですよ。ルールをつくって、それに合わせてやっていくというのが、これは法治国家のやり方じゃないですか。今現実ではそれだけです。

それと……。

（滝口議員「すみません、千葉県で幾つかというのを聞いているんですけれども」と呼ぶ）

○10番（堀川賢治君） 千葉県については、細かなのは調べていない。全国ネットで調べて、ずっとほとんど毎日見てやっておりますが、最近多くなったのは県議会だそうです。

以上。

○議長（土井茂夫君） 12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口です。

隣の町がどうのこうのじゃないんですけれども、今多分知らないと思って局長に引っ張って

もらって、17町村中4町村しかこれは制定されていないんですよ。

今、貝塚議員も言っていたとおり、大きな組織はある程度縛りをつくって、それに従って法的なものでいくような風潮もあることはあるんですけども、町村もそうなんですけれども、特に市町村はもう完全に隣のベテラン議員からも、これは言っちゃっていいのか分からないけれども完全に冷めちゃっていますので、これをつくったときはそうだったけれども、今は別に全くどうかねみたいなことで言葉を濁したんですけれども、要するに最近町村でつくったところはほとんどないんですよ。

別にこれは我々がルールに従わなくて議員をやっているわけじゃなくて、完全にその人格としての最低限のマナーとしてこの場に立っているわけで、その基本条例があろうがなかろうが、今までなかったからじゃ、今までの議会は完全に否定されちゃいますよね。駄目な議会だったんですよ、堀川さんが言うには。これを早くしたほうがいい、早くしたほうがいいって、20何年前にもうやっちゃっていますからね、早いところは。

御宿で何が不都合があったのか、僕はこの12年で不都合があったことを感じたことは一度もなくて、昔は先輩議員の前でやっぱり生意気な言葉も言えなかったように、僕は入ったときからすごいかつい人たちもいたんですけれども、結構フレンドリーにさせてもらって、ある程度すごい勉強していた。いいか悪いかは分からないんですけども、その人たちのおかげで、ある程度実践型向きで勉強させてもらったという自負があります。

そんなことで、これは決して悪いことじゃないんですけども、今回の出し方でプロセスを踏まずに出して、これは前例をつくっちゃったら、次の議会からはそれこそそっちのほうがまた大変事になって、僕なんかは暴れちゃいますよ、きっと。どんどん条例を執行部にどう、一緒にやろうみたいなことでへばりついてやっていって、だって密室でやっていいような話になっちゃっているんですから。

隣の北村議員の言うように、やっぱり議会としてのチーム、ましてや町づくりは執行部だけでできないし、議会だけでできないんですから、一緒になってやらなきゃいけないので、納得の上でこれは成立させないと、後々面倒なことになるのかなというのはちょっと目に見えちゃって、質問というか反対討論みたいな形で言わせてもらっているんですけども、普通選挙前にあまり言わないですよ、僕みたいに。もう言いたいことを言っちゃうので、だからなかなか票も伸びないところがあるんですけども、やっぱり議会なので言うべきことは言わせてもらって、執行部の皆さんに大変時間を取らせてしまい申し訳ない。協議会も委員会も何も議論がなかったんで、こういう形になっているということをご了承いただいて、後は成り行きに任せ

たいと思います。

---

◎時間延長の件

○議長（土井茂夫君） お諮りいたします。

間もなく午後5時になります。議事の都合により、会議時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長いたします。

---

○議長（土井茂夫君） 引き続きまして、質疑に入ります。

ほかに質疑ありませんか。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） ほかにというより休憩前に私は質問しまして、お答えをまだいただけていなかった。改めて忘れてしまったかもしれないので繰り返しになりますが、やれることから、実際の施策を形にしてから条例をつくるというやり方をぜひしましょうよということを、ずっと申し上げてきたつもりです。堀川議員のお話の中にもあった全国で最初につくった栗山町も、数多くの議会改革のチャレンジをして、いろんなことを形にして最後に議会基本条例をつくりました。御宿も栗山町に倣って、やってから条例にするということをやしましょうよということに対してのお答えをぜひお聞かせください。

○議長（土井茂夫君） 10番、堀川さん。

○10番（堀川賢治君） 私は先ほども申し上げたんですが、日本の国というのは法治国家なんです。例えば、野球をやるのにルールなしで野球ができますか。それと一緒になんです。議会の現状に対して町民から言われている言葉を受けますと、議会が何をやっているかということを示してあげなきゃいけないと、だからこの基本条例をつくれれば、これは町民にもちゃんと見てもらうわけですよ。

その上で私たちは、先にも話がありましたけれども議会報告会というのは、私は個人的な議会報告会をこの条例にうたっているつもりはありませんから、ここにうたっているのは議会全体の報告会なんです。これをやることによって、町民の意見を聞くことができる、説明を受けて、説明をして町民から意見を聞くと、これが本来の姿なんです。

今、北村議員からまずできることをやってからって、これは法治国家としては逆なんですね。まずルールをつくる、法律をつくって、そしてそれに従って行動していくと、これが順当なやり方なんです。我が御宿町、私もバッジをつけていますが、バッジをつけている人間としては、コンプライアンスはきちっと守らんといかん。そのルールをつくりましょうと言っているわけです。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

7番、貝塚さん。

○7番（貝塚嘉軼君） 堀川さんの今の答弁も聞いても、非常に自分が今いる、置かれている議員ですよ。それがでたらめをやっているって、だからこれをつくらなきゃいけないというふうに聞き取れちゃうんですよ。でたらめなんかやっていませんよ。ちゃんと決められた枠の中で議会活動をしているので、みんな。ちょっと堀川さん、それは議員に対して失礼ですよ、今の言い方は、私に言わせれば。できていないからつくるんだと、それは条例としてはできていないかも分からないけれども、議員としての生活の中で、町民とのコミュニケーションに当たって、議会の執行部としてもやっているじゃないですか。やってきているじゃないですか。それをそういうことを言われたんじゃ、ほかの議員は黙ってられるんですか、それで。間違っているって言われているんですよ。議員じゃないって言われているのと一緒にしょう。いや、俺はこんな声を高らかにして言いたくはなかったの。だけれども、今のは全く御宿の議会はだらしがない、何もやっていないというふうに受け止められたの。

皆さんのような優秀な人が事務局に就いて、それで我々が横にそれようすると、そうじゃないんですよ、こうなっているんですからこういうふうにして下さいよと言ってやってきた。導かれてきた。そして、今こうしてコミュニケーションを取りながら、町をどうしたらいいか、町長、それは間違っているでしょうよ、こういうふうにしていきましょうよと、議会と執行部は車の両輪と一緒にしょうと俺はずっとそれを言ってきた。皆さんも知ってのとおり。

議会はそんな、どこの議会が見ても御宿は何だよあれはと、法も秩序も何もねえじゃねえかというようなことは一人も言っていない。むしろ御宿の議員は小さいくせにして、そっちこっちとよく視察に行っているね、よく勉強しているねと、私も勝浦にしろ、大多喜にしろ、いすみ市にしろ、議員さんの仲間はいっぱい言いますよ、御宿の議員はみんな偉いねと。

だから、堀川さんに文句を言うわけじゃないけれども、今言った言葉のあれは侮辱していますよ、私なんかを、議員を。議員が全く何もやっていない、でたらめなことをしているからつ

くるんだと、つくってあげなきゃいけないんだと、そんな解釈をしている。できない。それに賛成はできない。とんでもない。私は36年議会をやってきて、そんなこと一言も聞かれたことない。

議長としてそこにいるけれども、土井議員が来たよね。議長室で私を侮辱した。それで議会で勧告した。だけれども反省した。一緒にそれからはずっとやっていますよ。

議員を何十年やってきたって、何もできていねえじゃないかと。議員はやるんじゃないんですよ。執行部がやることに関して、本当に町民のためになるのか、町のためになるのか、我々もそのところをよく協議して、それでいいなら賛成してやりましょうと、それを賛成して事業をやったことに関して、町民は議員さんを評価するわけです。ですから、そういう心構えで、またそういう指導を受けながら今日まで来ました。

だけれども、今、最後に言った全く御宿の議員は何もできないというような解釈をされたので、私は今こうして声を高らかにしているんですけども、もうこの議会が最後ですよ。静かに俺は去ろうと思ったら、静かに去れないんだよ。あしたからでも間に合うんだったら立候補したいぐらいだ。そんなことを言われていて。いや、個人攻撃になるかも分からないけれども、でも討論は自由だから、今この場においては、だから言うんであって、ここまではちゃんとやってきたんだけど、この先こうしなきゃいけないんでしょうと、そういうふうに思って、私も身を引く身だけれども、それだけはぜひここで成立させてほしいというような堀川さんの気持ちが伝わってくるんだしたら、私もああ、いいですねということになるけれども、全くそうじゃなくて否定しているんですよ。

私も伊藤さんも、あるいは3期生議員も1期生議員もこの4年間全く駄目だよと、そういうふうにとれちゃう。執行部の皆さんも聞いていてどう思ったかは知らないけれども、いかにも皆さんは我々と一緒に何年かやった人たちばかりですよ。議員として逸脱した部分もあったかも分からないけれども、それを訂正して、ちゃんと議員としてこうあるべきですよ、こうしましょうよ、こうでしょうということを導いてくれた人たちばかりと、私は感謝している気持ちなんです。それを何にもやっていなかったって言われちゃ、だからつくると、だから必要なんだと、こういうことはつくらなかつたってやっているんだよ、みんな。

議会だよりだって、もっと情報を発信して、もっと読んでもらうような工夫をすればいいわけ、そうやってしたいんなら。もっと町民とコミュニケーションを取りたいんだしたら、議会と町民とで、じゃ、年に1回でも2回でも、とにかくそういうあれをつくっていきましょうよ、それでいいじゃないですか。この間もやったじゃないですか。私は都合が悪くて出られな

かったけれども、出た人たちは若い人の意見を聞いてよかったと広報にも載りました。議会だよりも載っています。

だけれども、私も残念ながらその中の一つの記事の中に、こういう若者がせっかく戻って来ても帰ってくる、外で知恵をつけて、技術を身につけて御宿へ帰ってきて、それを発揮しようという場がないんですよ。だから、場をつくるのには、首長と議会がこれからそういうことをしていきましょうよということで、やったことに関していいことだと思うけれども、ぜひ行った人が戻ってきてくれる環境をつくらなきゃいけない。また、来てくれた人はそれに参画できるような、自由に議会や執行部にご意見を言えるような、そういう組織をつくるということはやっぱり課題だなと、ただやったらいい。

私なんかもやりました。お茶会をやりました。だけれども、来た人はみんな70代、80代。この先あと何年たったら、私たちはどういうふうにして生きていったらいいんですかというような意見で、社会的な保障をもっと充実させる、御宿町に住むことによって、御宿には外房という特養ホームがあって、安心してね、心配要らないですよ、地域で見ますよと、それで、そんなことで30床増やしてくださいと言って、やっと町長が認めてくれて増やしました。来年から新しくできます。

今、私はその理事長に選ばれているんですけども、本当に町長の福祉に対する、年寄りに対する政策がやっとここで実ってくるんだと、それは私も議会で何回も質問して、何回もお願いして、そういうふうにして、やっぱり一回言ったからそれでできるという問題じゃなくて、するんですから、この何もしていなかったということに関しては、私はもう本当に堀川さんに悪いけれども腹が立っていますよ。悪いんだけど、それだけは悪いけれども訂正してくださいよ。みんなそうですよ。議員全部が何にもやっていなかったことのような言い方をしているじゃないですか。

だから、必要なんだって、いや、だから出すのは自由ですよと言ったの、それに賛同する人も自由ですよ。だけれども、そんなことじゃないでしょう。一生懸命やってきたけれども、もっとよりよくするにはこれが必要ですよねということで、皆さんと全員で協議をする場所がなかったけれども、私も最後としてこれを提案してみたいと、賛同してくれるか、だったら賛成してくださいよと、それでいいじゃないですか。私はそう思いますよ。だけれども、腹が立ったからこんなことを言ったけれども、ごめんなさいね。議長、長くなって悪いけれども、そういう気持ち。終わり。

○議長（土井茂夫君） ほかにございますか。

12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 最初に言うことは独り言だと思って議長も聞いてほしいんですけども、副議長として4年間議長を支えてきたつもりです。

前回の議会で、一つだけ僕は納得いかないことがあるんですよ。全町公園課、ご存知のとおり1人欠員だから5対5、これは審議不調で差戻しですよ、普通。それを僕は後で言ったことがあるんですけども、おかしいじゃないですかみたいに。でも、それは議長の判断だから、どっちが正しいとは……、普通は審議し直し、半数が反対だったら。今回も分からないけれども、半数になった場合どうするのかは議長の責任だと思うので、それはそれで独り言だと思って聞いてください。

堀川議員に僕も言いたいんですけども、貝塚議員の言うとおりの、4年間この議会はあんばい何もしないで何もやっていなかったみたいな言い方をされています。それはこの場で言葉の訂正をちょっと要求します。

○議長（土井茂夫君） 10番、堀川さん。

○10番（堀川賢治君） お二方がおっしゃっているそういうような言葉は、私は一言も使っておりません。議事録を見てください。私はそういう言葉を使っていませんよ。ただ、先にルールをつくるのが、法治国家としての本来のやり方じゃないですかと言っているわけですよ。

それともう一つは、現状維持でいいんだったらつくる必要はありません。しかし、現状維持では今の御宿町というか、地方自治体の活性化あるいは人口減少問題、財政問題、そういうものには対応できないんじゃないですかと言っているわけです。だから、まず隗より始めよという言葉があるとおり、議会が変わりましょうよと、それには今までなかった新しい議会基本条例というルールをつくって、これに基づいて議会運営、町政運営に参加していきましょうと、こういうことを申し上げています。

ただ、何か知らないけれども、私が今まで何もやっていないと、私も8年間ここで議員としてやってきたわけですから自己否定はいたしません。自己否定をいたしませんということは、何もしてなかったということを申し上げているんじゃないんです。さらに前進しましょうということで、この新しいルールをつくって議会運営、町政運営に携わっていきましょうと、これだけの話です。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） すみません、これを最後にしますけれども、もう一つだけ、今のお話を伺って堀川議員にお尋ねしたいと思います。

私も時代はどんどん変わっていくので、議会も常に変わっていくべきだと思います。それはもう大先輩たちがやられてきたこと、それはその時代時代が必要であったことにチャレンジをし続けてこられた結果が今であるということで、全くそれを否定するものではありませんが、やはり変わり続けていくためにもチャレンジを続ける必要があると私も思っています。そして、いろんな可能性を秘めた条例だと私も思っています。

ただ、何度も申し上げているように、今のこの形での制定にはいろんなデメリット、危険性があるのではないかなと思っておりますが、その一つが今のお話の中で、堀川議員がまずルールをつくってからやるのが法治国家だと、それが正しいんだというお話がありました。これに関して、私は全く逆の考え方でおります。

ほかの皆さん、この話を聞いていただいて、どちらがというふうに判断をいただければと思うんですが、やっぱり今、何をやったら成功するのか、ヒットするのか、当たるのか全く予測がつかない本当に難しい時代になっていると思います。そういう時代においては、いろんなチャレンジをフットワーク軽くどんどんやってみて、その結果を見ながら次の手を考えていく、これが本当に必要だと思うんですね。

そんな時代の中でルールを、ましてや条例を制定してからじゃないと新しい試みにチャレンジできないって、そんな風潮を今私たちが今日つくってしまっているのか、これはもう絶対に違うと思います。私はこれは本当に大事なことなので、皆さん、この議案提出において賛成という形で名を連ねたほかの議員の方にも、本当に最後にご一考いただきたいと思います。

まだまだ我々はチャレンジしなきゃいけないことがいっぱいあると思うんです。この間の住民の若者たちとのシンポジウムも、これは条例化してからじゃないとやっちゃ駄目だなんていう空気になっていたらやれなかったですよ。もっといろんなことにチャレンジしないと、議会は堀川さんのおっしゃるように変わっていくことはできないと思います。

以上です。いかがお考えでしょうか、今の私の意見に関して。

○議長（土井茂夫君） 10番、堀川さん。

○10番（堀川賢治君） じゃ、もう簡単に一言。これは北村議員と堀川の価値観の違いです。これ以上は議論できません。

以上。

○議長（土井茂夫君） ほかにありますか。

12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 隣が熱くなっているのに、終わりにしようかと思ったけれども、一言だけちょっと言いたいですけれども、堀川さんの今の言葉って町長とよく似ているような、私とあなたは考え方が違う、それは町づくりできません、そんなことじゃ。私とあなたは考え方が違っていていいんです。そこで、けんけんがくがくしてやっていいんです。

今の言い方も、ちょっとやっぱり北村議員に対して失礼な話で、若いから、僕なんかはもう同じ世代だと思って、言いたいことも堀川議員に言わせてもらっているんですけども、でも今回のやり方は本当によくない。これが通るんだったら僕は本当にあほらしくて、もうやっぱり何回も辞めようと思ったことはいっぱいあるんですよ、本当に。別に議員に残っていなくて誰か代わりはいるんだから。今回も代わりはいるんですよ、誰かが辞めれば必ず。だから、次がないなんて、そんなことはない。だから、辞めれば絶対次は出てくるんですよ。

未来に向かっていくんだったら、我々世代という、我々ももうほとんど引退の口に入っている。60に乗っかっちゃっているんだから、もう今は40代とか50代が、彼らみたいに若い人たちが本当に引っ張っていくような時代なので、基本条例がどうのこうのとか、そういうことじゃなくて、堀川さんの思いはちゃんと引き継ぐので、わざわざここは、本当に古参と言っちゃ申し訳ないですけども、貝塚さんと伊藤さん、本当に静かに一言に代えさせてもらってフィニッシュが一番の想像した中だったんですけども、やっぱりこのままで次になったとしても御宿町はよくなるんですよ、これ。条例制定がもし制定されたとしても、遺恨は残るし絶対よくなるし、かえって悪くなっちゃいますよ、きつと自分の中で想像するんですけども、その辺に関しては若い人たちに任せてみてはどうですか。どうでしょう、堀川さん。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

発議第1号につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありますか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議がありましたので、これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 失礼します。発議第1号 御宿町議会基本条例の制定について、反

対の立場で討論をいたします。

私は質問の中でも再三申し上げていましたとおり、議会基本条例を制定すること自体については大いに賛成です。ですが、今このタイミングでの制定、また今回提案された条文の内容での制定には到底賛成できません。なぜなら条例制定までに必要なプロセスを踏んでおらず、議員一人一人の思いとアイデアが盛り込まれていない条例案だからです。少なくとも私は私なりにいろんなアイデアがあります。盛り込みたい条文もありますし、この言葉遣いを含めてですね。これは住民の方に読んでもらうための条例なんです。だから、住民の方に分かりやすい言葉遣いをするということが配慮として本当に重要だと思いますが、残念ながら今の条例案はそういう配慮にもまだまだ工夫が必要なんじゃないかなと、いろんな思いがあるので賛成はできないということです。

プロセスに関して申し上げます、質問の中でも申し上げましたけれども、本来であれば議会基本条例がなぜ必要なのか、制定することでこの町にどんな変化をもたらしたいのか、もたせるのか、そういったことを十分に協議することから始めて、そして議会全体の合意形成を図った後で、今度は町民の皆さんのご意見なんかも伺いながら、具体的なひとつひとつの条文の検討に入ると、こういった大きく分けて2段階のプロセスが必要だと思いますが、我々御宿町議会は今この2段階のプロセスで言えば、堀川議員ご自身も入り口で止まってしまったというような趣旨のご説明がありましたけれども、まさにそのとおりで協議は合意形成のまだ真っ最中です。にもかかわらず、いきなり最終形の条例案が3人の議員の方々でつくられたということのご説明でしたが、こういう形で本議会に提出されたということには驚きを禁じ得ません。

なぜ改選前のこのタイミングで、内容についても何も議論ができていない、私なりの思いも織り込む機会をいただかない形で、条例を今このタイミングでつくらなければいけないのかというのが私には理解できません。私だけではないほかの議員の方たちも、大きく分けてつくる必要がないんじゃないかというご意見もあったと思います。でも、私はつくるならもっと違う形があるだろうという意見を持っています。そういう議員もほかにいらっしゃるかもしれません。そういったことも全然議論できていないこの状況の中で、条例を制定するということには反対です。

質問の中でも申し上げました、これも繰り返しになりますが、条例案の中に挙げられた議会報告会、公聴会の実施、いろんなひとつひとつの施策は、議会基本条例を制定しなくても実施できます。かつて勉強会をやっていたとき、堀川議員は議決事項のことにしても議会基本条例をつくらないとそれは変えられないんだ、そのために議会基本条例をつくるというのも

一つの大きな理由なんだということをおっしゃられておりましたけれども、この後出てきますけれども、違った形でもいろいろそういったルールは変えられますし、何もこの本当に大きなたんこ盛りのセットの形で議会基本条例を制定しなくても、ひとつひとつチャレンジをして手を入れていくということによってやっていくべきだということを改めて申し上げた上で、私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

5番、立野さん。

○5番（立野暁広君） 5番、立野です。

賛成の立場で発言させていただきます。

世の中は変化しております。人口減少、低成長時代、現状維持ではついていけなくなってきました。

地方自治法が改正され、平成12年、地方分権一括法の施行により、地方自治に自主性と主体性が求められました。これにより地方議会の役割は極めて広範囲にわたり、その責任は重くなりました。今までどおりの現状維持では対応できない行政や政治に携わる者は、住民のために世の中の変化に対応していく責任を負っております。議会は町政運営の両輪の一端を担っております。議会はこの責任を果たすために、今までどおり現状維持の議会では対応できません。そのため議会改革が必要で、議会運営のルールづくり、これを法規制にしたのが議会基本条例です。

平成12年の地方分権一括法の施行以来、地方議会の役割は極めて広範囲にわたり、その責任の度合いはこれまでに比較にならないほど重くなっている。

町民の意思を把握し、町政に反映させる町議会は御宿町民の代表機関であり、町民の意思決定機関である。町政運営は、日本国憲法に基づく二元代表制の下で、町長と議会は町民の負託をさらに重く受け止めて活動し、町長は執行機関として、議会は合議制の議決機関として、それぞれの異なる特性を生かしながら競い合い、協力し合わなければならない。そして、町長と議会は緊張関係の下で論点及び争点を明確にし、御宿町にとって最良の意思を決定することで、町民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指していく使命が課せられている。

よって、議会にはこれまで以上に監視、調査、政策提言及び立法の機能強化が求められる。さらに、積極的な情報公開を率先して行い、より一層町民に開かれた議会を実現しなければならない。議会は町民の多様な意見を把握する。常に町民との対話を行う。町民の声を酌みなが

ら議員間で自由闊達な討議を重ね、町民に信頼される議会運営に取り組まなければならない。議会は、この崇高な理念と目的を達成することを誓うために御宿町議会基本条例が必要と考え、制定に賛成いたします。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（土井茂夫君） ほかに原案に反対の方の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 次に、原案に賛成の方の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

発議第1号に賛成の方は起立願います。

（起立5人）

○議長（土井茂夫君） よって、同数です。

起立の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

発議第1号については、議長は可決と裁決します。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎発議第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第20、発議第2号 御宿町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者、貝塚さん、登壇の上、提案理由の説明をお願いします。

（7番 貝塚嘉軼君 登壇）

○7番（貝塚嘉軼君） 議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

発議第2号 御宿町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

令和5年8月18日、御宿町議会議長、土井茂夫様。

提出者、御宿町議会議員、貝塚嘉軼。賛成者、御宿町議会議員、滝口一浩、堀川賢治、高橋金幹、北村昭彦。

以上の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び御宿町議会会議規則第14条第2項の規定

により提出します。

提案理由。

令和5年3月定例議会において、御宿町議会議員定数条例の一部が改正され、本年10月から議員定数が12名から10名に改められました。

これにより新たな議員定数に対するための改正を行うとともに、令和5年5月に地方自治法が一部改正され、地方議会の活性化をつかさどるための地方議会の役割や議員の職務等について法律上明確化されたことを踏まえ、さらに委員会の専門性と特性を生かした、充実した審議を行うための条例改正を行うものです。

改正内容については、3枚目の新旧対照表をご覧くださいと思います。

内容として、3つある委員会を2つにすることや各委員会の委員定数を変更するものです。

附則として、この条例は令和5年10月1日から施行いたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

発議第2号につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

発議第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（土井茂夫君） 以上をもちまして、今定例会の議事日程は全て終了しました。

ここで石田町長より挨拶があります。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長（石田義鶴君） 議員の皆様方におかれましては、長時間にわたりご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

令和5年第3回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの定例会におきましては、2件の報告と11議案をご審議いただきましたが、いずれもご承認いただきまして、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

審議の中でいただきました貴重なご意見、ご助言等を十分に踏まえながら、住民福祉の向上はもとより、町政運営に努めてまいりたいと考えております。

さて、本日をもちまして任期前における最終の議会定例会となりますので、一言ご挨拶を申し上げます。

4年間御宿町発展のために注がれました議員の皆様方のご尽力に、深く敬意と感謝を表す次第でございます。また、多くの行政課題に対しご助言、ご協力を賜りましたことに厚く御礼を申し上げますとともに、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

9月に入りまして過ごしやすい季節になっていきますが、まだまだ暑い日が続くと思われます。議員の皆様方におかれましては、これからもますますご健勝にてご活躍され、ご発展されますことを心からお祈り申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 議員各位には慎重審議をいただき、また議事運営につきましてもご協力をいただきまして厚くお礼申し上げます。

本日をもちまして、私たち現議員は任期最後の定例会となりますが、この4年間を振り返りますと、任期途中から議員11名という中で、議会の運営や議員協議会での協議、議会改革への取組、議員定数条例の改正など、住民の代表として住民の信頼と期待に応えるべく議会活動、議員活動を行い、御宿町の発展のために尽力してまいりました。

この9月17日に地方議会議員選挙が執行されますが、引き続き立候補を予定されている皆様におかれましては、健康に充分留意され、ご活躍されることを祈念いたします。

また、退任される皆様におかれましては、町政発展のためご尽力をいただきまして誠にありがとうございました。今後も後進の指導にご助力を賜りますようお願いを申し上げます。長い間ご苦勞さまでした。

以上で令和5年御宿町議会第3回定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 5時32分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 土 井 茂 夫

署 名 議 員 藤 井 利 一

署 名 議 員 貝 塚 嘉 軼